

令和3年度
大阪府消費者施策の実施状況
(令和2年度の実績を含む)

令和3年 11 月

大阪府消費生活センター

1. 消費者施策体系

消費者施策の推進

項目

I 消費者の安全・安心の確保	
1 商品・役務の安全性の確保	I-1
2 消費者取引の適正化	I-2-(1)
(1) 不当な取引行為の防止等	I-2-(2)
(2) 価格・商品の表示、広告等の適正化	
3 消費者への情報提供	I-3
4 個人情報の保護	I-4
5 物価安定対策と適正な税の転嫁	I-5
II 消費者の自立への支援	
1 高度情報通信社会への対応	II-1
2 持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の推進	II-2
3 高齢者、障がい者等への支援	II-3
III 消費者教育の推進	
1 消費者教育推進の基本的な方向	
2 ライフステージに応じた多様な場における消費者教育の推進	III-2-(1)
(1) 学校(小学校・中学校・高等学校・支援学校等)等における消費者教育	III-2-(2)
(2) 大学等における消費者教育	III-2-(3)
(3) 地域における消費者教育	III-2-(4)
(4) 家庭等における消費者教育	III-2-(5)
(5) 職域における消費者教育	III-2-(6)
(6) 消費者教育拠点としての消費生活センターの活用	
3 消費者教育の担い手の育成と活用	III-3-(1)
(1) 小学校・中学校・高等学校・支援学校等における教職員	III-3-(2)
(2) 消費生活相談員等	III-3-(3)
(3) 実務経験者等	III-3-(4)
(4) 地域における消費者教育の担い手	III-3-(5)
(5) 消費者教育コーディネーター	
IV 消費生活相談体制の充実	
1 府の消費生活相談体制の充実・強化	IV-1-(1)
(1) 高度で専門的な相談への対応力強化(相談員の育成・資質向上)	IV-1-(2)
(2) 府消費生活センターほか各種相談窓口の連携による相談体制の充実強化	IV-1-(3)
(3) 府における消費生活相談窓口の周知強化(広報強化)	IV-1-(4)
2 市町村相談体制への支援	IV-2-(1)
(1) 市町村消費生活相談員等の育成・資質向上等	IV-2-(2)
(2) 市町村における消費生活相談業務の支援	
3 消費者問題の早期解決支援	IV-3-(1)
(1) あっせん、調停の活用	IV-3-(2)
(2) 訴訟への支援	IV-3-(3)
(3) 高齢者、障がい者等の被害解決への支援	IV-3-(4)
(4) 警察による防犯活動・犯罪の取締りの推進	

目 次

1. 消費者施策体系	1
2. 大阪府消費者基本計画（第2期）概要	2
3. 担当部課別事業一覧	3
4. 体系別事業一覧	7
I. 消費者の安全・安心の確保	7
I-1. 商品・役務の安全性の確保	7
I-2. 消費者取引の適正化	10
(1) 不当な取引行為の防止等	10
(2) 価格・商品の表示、広告等の適正化	12
I-3. 消費者への情報提供	15
I-4. 個人情報の保護	22
I-5. 物価安定対策	23
II. 消費者の自立への支援	24
II-1. 高度情報通信社会への対応	24
II-2. 持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の推進	27
II-3. 高齢者、障がい等への支援	31
III. 消費者教育の推進	34
III-1. 消費者教育推進の基本的な方向	34
III-2. ライフステージに応じた多様な場における消費者教育の推進	35
(1) 学校（小学校・中学校・高等学校・支援学校等）等における消費者教育	35
(2) 大学等における消費者教育	37
(3) 地域における消費者教育	38
(4) 家庭等における消費者教育	39
(5) 職域における消費者教育	40
(6) 消費者教育拠点としての消費生活センターの活用	41
III-3. 消費者教育の担い手の育成と活用	42
(1) 小学校・中学校・高等学校・支援学校等における教職員	42
(2) 消費生活相談員等	43
(3) 実務経験者等	44
(4) 地域における消費者教育の担い手	45
(5) 消費者教育コーディネーター	46
IV. 消費生活相談体制の充実	47
IV-1. 府の消費生活相談体制の充実・強化	47
(1) 高度で専門的な相談への対応力強化（相談員の育成・資質向上）	47
(2) 府消費生活センターほか各種相談窓口の連携による相談体制の充実強化	49
(3) 府における消費生活相談窓口の周知強化（広報強化）	51
IV-2. 市町村相談体制への支援	52
(1) 市町村消費生活相談員等の育成・資質向上等	52
(2) 市町村における消費生活相談業務の支援	53
IV-3. 消費者問題の早期解決支援	54
(1) あっせん、調停の活用	54
(2) 訴訟への支援	55
(3) 高齢者、障がい者等の被害解決への支援	56
(4) 警察による防犯活動・犯罪の取締りの推進	59

参考資料

1. 大阪府消費者保護条例の体系
2. 消費者行政主要組織図
3. 消費者施策に関する法令等について

3.担当部課別事業一覧

部	室課	事業	基本目標番号	再掲箇所				
府民文化部	消費生活センター	製品関連被害防止・救済のための商品テスト	I-1	IV-1-(1)				
		消費者保護条例に基づく危害防止	I-1	I-3				
		消費生活用製品の監視取締り	I-1					
		家庭用品品質表示の指導取締り	I-1	I-2-(2)				
		消費者保護条例等に基づく不当な取引行為及び訪問販売等の指導取締り等	I-2-(1)					
		前払式特定取引業者の指導監督等	I-2-(1)					
		ゴルフ場等の会員契約に関する不当な行為の指導取締り	I-2-(1)					
		消費者行政関連会議、研修会の出席	I-2-(1)					
		事業者に対する関係法令等の説明会の実施	I-2-(1)	I-2-(2)				
		不当景品・不当表示の指導取締り	I-2-(2)					
		消費生活情報の提供	I-3	II-1 IV-1-(3)	II-3 IV-3-(3)	III-2-(4)	III-2-(6)	
		ウェブサイトの運用	I-3	IV-1-(3)				
		若者向けウェブサイトの運用	I-3	II-1	III-2-(1)			
		消費者問題講演会(府市連携事業)	I-3					
		消費者フェアの実施	I-3	III-2-(3)	III-2-(6)			
		消費者保護条例に基づく自主行動基準の策定・届出	I-3					
		総合案内の運営及び消費者啓発事業の実施(府市連携事業)	I-3	III-2-(6)				
		相談事業等を通じての個人情報保護にかかる事業者への注意喚起	I-4					
		センター内の個人情報の適正管理	I-4					
		生活二法の適正な運用	I-5					
		消費者保護条例による緊急措置	I-5					
		中核的センター機能充実強化研修	II-1	III-3-(2)	IV-1-(1)			
		市町村相談員総括者研修	II-1	III-3-(2)	IV-2-(1)			
		消費者教育講師派遣	II-1	III-2-(1)	III-2-(3)	III-2-(4)		
		消費のサポーター養成・更新講座	II-1	II-3	III-2-(3)	III-3-(4)	IV-3-(3)	
		高齢者向け「消費者問題ミニ講座」への講師派遣	II-1	II-3	III-2-(3)	III-3-(4)	IV-3-(3)	
		高齢者等の見守り者対象の講座の実施	II-3	III-2-(4)	III-3-(4)	IV-3-(3)		
		夏休み若者向け特別啓発	III-2-(1)					
		事業者等と連携した見守り強化	II-3	III-2-(5)	III-3-(4)			
		消費者教育教材活用推進	III-2-(1)	III-3-(1)				
		若者向け啓発資料の作成	III-2-(1)					
		成年年齢下げに伴う集中啓発	III-3-(1)					
		大学生期における消費者教育	III-2-(2)	III-3-(4)				
		特殊詐欺等被害防止に向けた広報啓発活動	II-3	IV-3-(3)				
		金銭教育の普及等	III-2-(3)					
		社会教育施設等への情報提供及び教材等の貸し出し	III-2-(4)					
		市町村消費者行政職員等研修会の実施	III-3-(2)	IV-2-(1)				
		消費生活相談及び苦情処理	IV-1-(1)					
		チャットボット運営事業(新規)	IV-1-(1)					
		国民生活センター研修の受講	III-3-(5)	IV-1-(1)				
		共同事例研究会の実施	IV-2-(1)					
		巡回相談・経由相談の実施	IV-2-(2)					
		市町村相談体制整備支援(一部新)	IV-2-(2)					
		法律相談の実施	IV-2-(2)					
		即戦力となる消費生活相談員育成・コーディネート事業(新規)	III-3-(2)	IV-2-(1)				
		大阪府消費者行政強化・推進事業補助金	IV-2-(2)					
		商品テスト事例研究会の実施	IV-2-(2)					
		大阪府消費生活苦情審査委員会の運営	IV-3-(1)					
		訴訟の援助	IV-3-(2)					

3.担当部課別事業一覧

部	室課	事業	基本目標番号	再掲箇所				
		災害時等における消費者被害の防止	I-3					
		製品による事故防止のための情報提供	I-3					
		災害時等における生活関連商品の価格・需給動向等の監視	I-5					
		消費者フェアの実施(エシカル消費の推進を含む)	II-2					
		「高齢者・障がい者等の消費者被害に関する連絡会」の開催	II-3					
		市町村職員行政職員等研修会の実施	II-3					
		消費のサポーター事業における地域安全センターとの連携	II-3	III-2-(3)				
		消費者教育コーディネーターの活用	III-3-(5)					
政策企画部	危機管理室消防保安課	高圧ガス・LPガス・火薬類(がん具煙火)の指導取締り	I-1					
		電気用品安全法、ガス事業法の指導取締り	I-1					
	青少年・地域安全室青少年課	大阪の子どもを守るネット対策事業	II-1	III-2-(1)				
	青少年・地域安全室治安対策課	消費のサポーター事業における地域安全センターとの連携	II-3					
総務部	統計課	大阪市消費者物価指数の作成	I-5					
府民文化部	府政情報室広報広聴課	府民相談	IV-1-(2)					
	都市魅力創造局企画・観光課	旅行業法に基づく府知事登録業者への適正指導(報告徴収及び立入検査等)	I-2-(1)					
	都市魅力創造局国際課	府民相談	IV-1-(2)	IV-1-(2)				
福祉部	地域福祉推進室地域福祉課	福祉サービス第三者評価事業の推進	I-3					
		地域権利擁護総合推進事業	II-3	IV-3-(3)				
		日常生活自立支援事業	II-3	IV-3-(3)				
		福祉サービスに関する苦情解決	II-3	IV-3-(3)				
	障がい福祉室生活基盤推進課	障がい福祉サービスに関する相談・苦情解決体制づくり	II-3	IV-3-(3)				
	障がい福祉室自立支援課	府内の福祉施設で働く障がい者が生産する製品の認知度向上	II-2					
	高齢介護室介護支援課・介護事業者課	介護保険制度における相談・苦情解決体制の推進	II-3	IV-3-(3)				
	高齢介護室介護事業者課	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「サービス付き高齢者向け住宅の登録・閲覧制度」	I-3					
健康医療部	保健医療室保健医療企画課	府民相談	IV-1-(2)					
	保健医療室医療対策課	救急医療の適正利用	I-3					
		献血意識の高揚	I-3					
	保健医療室感染症対策課	感染症の予防に関する知識の普及	I-3					
	保健医療室地域保健課	ギャンブル等依存症に関する知識の普及	I-3					
	健康推進室健康づくり課	栄養知識の普及	I-3					
		生活習慣病予防に関する知識の普及	I-3					
	生活衛生室環境衛生課	有害物質等を含有する家庭用品の監視取締り	I-1					
		住居衛生対策事業	I-3					
	生活衛生室業務課	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品、指定薬物及び毒物劇物に関する監視指導	I-1	I-2-(2)				
		健康食品安全対策事業	I-1	I-3				
		医薬品の適正使用の推進	I-3					
		薬物乱用防止対策の推進	I-3					
	生活衛生室食の安全推進課	食品衛生に関する監視取締り	I-1	I-2-(2)				
		食品衛生知識の普及	I-1					
		食品表示適正化推進事業	I-2-(2)					

3.担当部課別事業一覧

部	室課	事業	基本目標番号	再掲箇所			
商工労働部	中小企業支援室 金融課	多重債務者対策の推進	Ⅳ-1-(2)				
	計量検定所	適正計量の確保	Ⅰ-2-(2)				
環境農林水 産部	エネルギー政策 課	太陽光パネル設置普及啓発事業	Ⅱ-2				
		府民参加型太陽光発電促進事業	Ⅱ-2				
		太陽光発電設備の設置による地域環境活動の推進	Ⅱ-2				
		グリーン購入の推進	Ⅱ-2				
		環境教育・環境保全活動の推進	Ⅱ-2				
		省エネ行動の実践の促進	Ⅱ-2				
		温暖化「適応」推進事業	Ⅱ-2				
		おおさかプラスチックごみゼロ宣言推進事業	Ⅱ-2				
		環境・エネルギー技術シーズ調査・普及啓発事業	Ⅱ-2				
	循環型社会推進 室資源循環課	リサイクル社会推進事業	Ⅱ-2				
		プラスチック対策推進事業(R2)	Ⅱ-2				
		使い捨てプラスチックごみ対策推進事業(R3～)	Ⅱ-2				
	環境管理室事業 所指導課	生活排水対策の推進	Ⅱ-2				
	環境管理室環境 保全課	電動車の普及促進	Ⅱ-2				
		駐車時におけるアイドリングストップの推進	Ⅱ-2				
		おおさか交通エコチャレンジ推進運動	Ⅱ-2				
		海岸漂着物等対策推進事業	Ⅱ-2				
	農政室推進課	青果物価格安定対策事業	Ⅰ-5				
		大阪エコ農業総合推進対策事業	Ⅱ-2				
	流通対策室	米穀等の産地情報に関する表示の適正化の推進	Ⅰ-2-(2)				
		中央卸売市場事業	Ⅰ-5				
		地方卸売市場の運営の指導	Ⅰ-5				
		大阪産(もん)ブランド化の推進	Ⅱ-2				
		食品ロス削減対策検討事業	Ⅱ-2				
		消費者行動促進支援事業	Ⅱ-2				
都市整備部	交通戦略室	自動車運転代行業者への適正指導(報告徴収及び立入検査等)	Ⅰ-2-(1)				
住宅まちづ くり部	居住企画課	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「サービス付き高齢者向け住宅の登録・閲覧制度」	Ⅰ-3				
		大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度	Ⅰ-3				
		住宅瑕疵担保履行法にかかる情報提供	Ⅰ-3				
		大阪の住まい活性化フォーラムにおけるリフォーム・リノベーションの普及・啓発	Ⅰ-3				
		大阪の住まい活性化フォーラムにおける『大阪版・空家バンク』の設置	Ⅰ-3				
		大阪府住宅リフォームマイスター制度	Ⅰ-3	Ⅳ-1-(2)			
		住まい・まちづくり教育の普及	Ⅲ-2-(1)				
		住宅相談の実施	Ⅳ-1-(2)				
		分譲マンション管理・建替えサポートシステム	Ⅳ-1-(2)				
		大阪の住まい活性化フォーラムにおける住まいの相談の実施	Ⅳ-1-(2)				
	建築指導室建築 安全課	「大阪・工事監理の星」制度への支援	Ⅰ-3				
		防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針の公表	Ⅰ-3				
		建築物に附属する特定の設備等の安全確保	Ⅰ-3				
		建築基準法及び建築士法に基づく情報提供等	Ⅰ-3				
	建築振興課	宅地建物取引の適正指導	Ⅰ-2-(1)				
		住宅瑕疵担保履行法にかかる情報提供	Ⅰ-3				
		宅地建物取引及び建設工事請負契約に関する啓発	Ⅰ-3				
		建設工事請負契約等に関する相談	Ⅳ-1-(2)				

3.担当部課別事業一覧

部	室課	事業	基本目標番号	再掲箇所		
教育庁	教育振興室高等学校課	学習指導要領に基づく消費者教育	Ⅲ-2-(1)			
		「大阪府金融広報委員会」との連携	Ⅲ-2-(1)			
	教育振興室支援教育課	学習指導要領に基づく消費者教育	Ⅲ-2-(1)			
	市町村教育室小中学校課	「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク連絡会議」における関係機関等との連携	Ⅱ-1			
		学習指導要領に基づく消費者教育	Ⅲ-2-(1)			
		「大阪府金融広報委員会」との連携	Ⅲ-2-(1)			
	市町村教育室地域教育振興課	社会教育施設等への情報提供及び教材等の貸し出し	Ⅲ-2-(4)			
警察本部生活安全部	教育センター	学校教員の消費者教育研修の実施	Ⅲ-3-(1)			
	府民安全対策課	特殊詐欺被害防止に向けた広報啓発活動	Ⅱ-3	Ⅳ-3-(3)		
		圧着ハガキの郵送による広報啓発活動費(特殊詐欺対策)	Ⅱ-3	Ⅳ-3-(3)		
		「おおさか特殊詐欺被害防止コールセンター」の開設	Ⅱ-3	Ⅳ-3-(3)		
	サイバー犯罪対策課	サイバー犯罪に対する指導・取締り	Ⅱ-1			
		不正アクセス行為の再発防止のための援助	Ⅱ-1			
		インターネットバンキングや偽ショッピングサイト被害等における消費者に対する広報啓発活動	Ⅱ-1			
	生活経済課	悪質商法110番の設置	Ⅳ-1-(2)	Ⅳ-3-(4)		
		警察による防犯活動・犯罪の取締りの推進	Ⅳ-3-(4)			
	生活環境課	警察による防犯活動・犯罪の取締りの推進	Ⅳ-3-(4)			

4. 体系別事業一覧
 基本目標1 消費者の安全・安心の確保
 1. 商品・役務の安全性の確保

事業名	概要	予算：千円		所管課																																																						
		R2最終	R3当初	部	室課名																																																					
製品関連被害防止・救済のための商品テスト	製品関連被害の未然・再発防止等安全確保の観点から商品のテストを行い、消費者の商品知識の向上を図る。	6,324	6,314	府民文化部	消費生活センター																																																					
	<令和元年度実績>																																																									
	・消費生活相談及び苦情の処理に必要な鑑別テスト																																																									
	<table><tr><th rowspan="2">品目</th><th colspan="3">相談苦情テスト</th><th rowspan="2">技術相談件数</th></tr><tr><th>相談件数</th><th>商品点数</th><th>テスト数</th></tr><tr><td>被服品</td><td>4</td><td>25</td><td>116</td><td>40</td></tr><tr><td>クリーニング</td><td>3</td><td>5</td><td>37</td><td>22</td></tr><tr><td>住居品</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>62</td></tr><tr><td>教養娯楽品</td><td>2</td><td>15</td><td>140</td><td>31</td></tr><tr><td>保健衛生品</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>51</td></tr><tr><td>食料品</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>17</td></tr><tr><td>光熱水品</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>その他</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>13</td></tr><tr><td>計</td><td>9</td><td>45</td><td>293</td><td>238</td></tr></table>					品目	相談苦情テスト			技術相談件数	相談件数	商品点数	テスト数	被服品	4	25	116	40	クリーニング	3	5	37	22	住居品	0	0	0	62	教養娯楽品	2	15	140	31	保健衛生品	0	0	0	51	食料品	0	0	0	17	光熱水品	0	0	0	2	その他	0	0	0	13	計	9	45	293	238
	品目						相談苦情テスト				技術相談件数																																															
						相談件数	商品点数	テスト数																																																		
	被服品					4	25	116	40																																																	
	クリーニング					3	5	37	22																																																	
	住居品					0	0	0	62																																																	
	教養娯楽品					2	15	140	31																																																	
保健衛生品	0	0	0	51																																																						
食料品	0	0	0	17																																																						
光熱水品	0	0	0	2																																																						
その他	0	0	0	13																																																						
計	9	45	293	238																																																						
[根拠法令等：大阪府消費者保護条例、大阪府消費生活センター条例]																																																										
消費者保護条例に基づく危害防止	商品や役務によって危害が発生し、又はそのおそれがあると認める場合において、現行法令で対処できない時は、事業者に必要な措置をとるよう勧告するとともに、府民に周知する。	...	...	府民文化部	消費生活センター																																																					
	[根拠法令等：大阪府消費者保護条例]																																																									
消費生活用製品の監視取締り	消費者の生活の用に供される製品による生命又は身体に対する危害の発生を防止するため、特定製品（家庭用圧力鍋等9品目）及び特定保守製品（屋内式ガス瞬間湯沸器等9品目）の販売業者に対し、立入検査等を実施する町村に対し移譲事務交付金を交付する。（H19.4.1から町村へ移譲・市は自治事務）	320	320	府民文化部	消費生活センター																																																					
	<令和2年度移譲事務交付金> 9町1村（全町村）：281千円 <令和2年度市町村の検査等の実績> ○特定製品 ・立入店舗数 26店 ・調査件数 182点 ・違反件数 0件 ○特定保守製品 ・立入店舗数 0店 ・違反件数 0件 [根拠法令等：消費生活用製品安全法、大阪府消費生活行政事務に係る事務処理の特例に関する条例]																																																									
家庭用品品質表示の指導取締り	消費者の利益を保護するため、一般小売業者に対し立入検査を実施し、不備・不適正事項を排除するために指導等を実施する町村に対し移譲事務交付金を交付する。（H19.4.1から町村へ移譲・市は自治事務）	344	354	府民文化部	消費生活センター																																																					
	<令和2年度移譲事務交付金> 9町1村（全町村）：281千円 <令和2年度市町村の検査等の実績> 検査店舗数 35店 検査点数 24,860点 適正表示率 100.0% [根拠法令等：家庭用品品質表示法、大阪府消費生活行政事務に係る事務処理の特例に関する条例]																																																									

4. 体系別事業一覧

基本目標1 消費者の安全・安心の確保

1. 商品・役務の安全性の確保

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
高圧ガス・LPガス・火薬類（がん具煙火）の指導取締り	高圧ガス、LPガス、火薬類（がん具煙火）による災害の未然防止を図り、公共の安全を確保するため、関係事業所等に対する保安指導を実施する。また、販売業者が適正な保管、運用を行うよう立入指導を実施する。 （高槻市を除く42市町村に移譲済） <令和2年度移譲事務交付金> ○高圧ガス保安法、液化石油ガス法、火薬類取締法 交付金額 51,984千円 <令和2年度市町村の検査等の実績> ○高圧ガス保安法、液化石油ガス法、火薬類取締法 立入件数 1,558件 〔根拠法令等：高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法、大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例〕	60,200	61,199	政策企画部	危機管理室 消防保安課
電気用品安全法、ガス事業法の指導取締り	電気用品安全法、ガス事業法にかかる安全性の確保につき、電気用品及びガス販売事業者に対し、危険及び障害の発生を防止するために、指導及び、立入を実施する。（町村へ移譲、市は法定移譲済） <令和2年度移譲事務交付金> 電気用品安全法 305,000円 ガス事業法 292,000円 <令和2年度移譲事務実績> 電気用品安全法 調査件数 6件 ガス事業法 調査件数 4件 〔根拠法令等：電気用品安全法、ガス事業法、大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例〕	684	692	政策企画部	危機管理室 消防保安課
医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品、指定薬物及び毒物劇物に関する監視指導	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品、指定薬物及び毒物劇物による保健衛生上の危害を防止し、府民に優良な医薬品等を供給するため、製造販売業者等に対し、立入検査及び製品の収去検査を実施し、品質等の適正を期するとともに、販売業者に対しても常時立入の上、適正な管理と販売を指導する。 その他、医薬品等の一般広告については、医薬品医療機器等法及び適正広告基準を遵守するよう虚偽・誇大広告の監視指導を行う。また、いわゆる健康食品の中で、医薬品的な効能・効果を標榜する広告については、違反業者に対して適正な指導を行う。 〔具体的な監視指導の内容〕 (1) 医薬品製造販売業者等及び薬局・販売業者等に対する立入検査による監視指導 ・医薬品、医薬部外品、化粧品、再生医療等製品の製造販売業者に対しては、GQP（品質管理）及びGVP（製造販売後安全管理）により、品質管理及び製造販売後安全管理の徹底を図る。また、製造業者に対しては、GMP（医薬品、医薬部外品の製造管理及び品質管理）等により、製造管理及び品質管理の徹底を図る。 ・医療機器、体外診断用医薬品の製造販売業者に対しては、QMS（製造管理及び品質管理）、GVP（製造販売後安全管理）及び体制省令（組織の体制及び人員の配置）により、製造管理、品質管理及び製造販売後安全管理の徹底を図る。 ・薬局・販売業者等に対しては、適正な供給を確保するため、指導の徹底を図る。 (2) 市場流通品の抜き取り収去試験検査（内容成分検査は地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所において実施） (3) 危険ドラッグの買上検査等による監視指導 (4) 毒物劇物製造所等への立入検査 〔根拠法令等：医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例〕	26,807	34,625	健康医療部	生活衛生室 薬務課

4. 体系別事業一覧

基本目標1 消費者の安全・安心の確保

1. 商品・役務の安全性の確保

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
健康食品安全対策事業	医薬品成分の含有された無承認無許可医薬品をいわゆる健康食品と称して販売することにより、消費者の健康被害の事件・事故が発生していることに鑑み、これらの買い上げ検査を実施し、無承認無許可医薬品の販売業者に対しては回収・廃棄等の指導を行うとともに、府のホームページに掲載し健康被害の防止を図る。 <令和2年度実績> ※新型コロナウイルス感染症の影響による事務事業の見直しにより休止 [根拠法令：医薬品医療機器等法]	180	180	健康医療部	生活衛生室薬務課
食品衛生に関する監視取締り	食中毒等飲食に起因する危害の発生防止及び違反不良食品の排除等を図るため、食品の製造・加工・調理・保存及び販売等各食品関係施設を対象に施設監視・立入検査を実施し、衛生管理の徹底や不備事項の改善を指示するとともに、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理手法の取り組みや異物混入防止対策や適正表示等を指導する。 また、府内に流通する食品等を収去し試験検査に供する。更に、食品中の残留物質による健康危害の防止を図るため、農薬、動物用医薬品、環境汚染物質、放射性物質等に係る各種検査を実施する。 (1) 食品関係施設の監視指導 (2) 食品、添加物、器具、容器包装の規格検査 (3) 野菜、果物、魚介類、食肉、乳等について農薬、動物用医薬品、環境汚染物質、放射性物質等に係る各種残留検査 (4) 食品、添加物の表示の取締り (5) 食品、添加物等の一斉取締り（夏期・年末） (6) 食品衛生検査所（大阪府中央卸売市場）における集中的監視検査 (7) 食肉衛生検査所におけると畜検査（BSE検査を含む） (8) 食鳥処理場における食鳥検査 [根拠法令等：食品衛生法、食品表示法、と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、大阪府ふぐ処理登録者の規制に関する条例]	95,516	98,548	健康医療部	生活衛生室食の安全推進課
食品衛生知識の普及	消費者及び食品関係事業者に食中毒予防等食品衛生に関する正しい知識の普及を図るとともに、大阪版食の安全安心認証制度の普及により、消費者の信頼を高め、安全・安心な食品の提供を促進する。 <令和2年度実績> - 食品衛生講習会の開催 実施回数 84回、受講者数 1,813人 - 食中毒予防啓発キャンペーンの実施 実施回数 1回、参加者数 1,942人 - 教育関係者への出前出張授業や意見交換会などのリスクコミュニケーションを実施 - 大阪府ホームページやメールマガジン、Twitterによる食中毒予防啓発や緊急情報等の情報提供 - 食中毒予防啓発ポスターを病院、公共施設、集客施設等に掲示依頼 - 消費者及び事業者啓発の一環として、各種イベントへ参画し、食中毒の予防啓発や大阪版食の安全安心認証制度をPR [根拠法令等：食品衛生法、食品表示法、大阪府食の安全安心推進条例]	9,423	9,411	健康医療部	生活衛生室食の安全推進課
有害物質等を含有する家庭用品の監視取締り	(1) 一般消費者の生活の用に供される製品である家庭用品に含まれる有害物質による保健衛生上の危害を防止するため、有害物質含有量等の規制基準の定められた家庭用品を流通段階で監視、試買検査を行う。 ・対象： 規制基準が定められた繊維製品、液体状の住宅用洗剤、家庭用エアゾール製品等 (2) 家庭用品を製造、輸入、又は販売の事業を行う者に対して必要があるとき、立入検査を実施し、基準違反品を販売しないよう指導する。併せてパンフレットを活用して法の周知徹底を行う。 (3) ホームページにおいて「有害物質を含有する家庭用品の規制について」に関する情報提供を行う。 [根拠法令等：有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律]	324	373	健康医療部	生活衛生室環境衛生課

4. 体系別事業一覧

基本目標1 消費者の安全・安心の確保

2. 消費者取引の適正化

(1) 不当な取引行為の防止等

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
消費者保護条例等に基づく不当な取引行為及び訪問販売等の指導取締り等	不当な取引行為を行う悪質な事業者に対し、大阪府消費者保護条例や特定商取引に関する法律に基づき厳正な指導等を実施する。また、法令違反が疑われる事案について調査を行い、必要に応じて事業者に対する指導・処分を実施するとともに、消費者への情報提供等を行う。 令和2年度実績＞ ・処分件数 0件 ・公表件数 0件 ・勧告件数 3件 ・指導件数 0件 [根拠法令等：大阪府消費者保護条例、特定商取引に関する法律]	...	...	府民文化局	消費生活センター
前払式特定取引業者の指導監督等	前払式特定取引業者（冠婚葬祭互助会及び友の会）等3社を対象に報告徴収及び立入検査を実施し、事業者指導に努める。 ＜令和2年度実績＞ ・指導件数0件 [根拠法令等：割賦販売法]	...	...	府民文化局	消費生活センター
ゴルフ場等の会員契約に関する不当な行為の指導取締り	法律において、一定の行政監督権限が知事の自治事務となっていることを受け、事業者に対し、会員勧誘時における誇大広告や会員契約締結解除に関する不当な取引行為について指導・取締りを行う。 [根拠法令等：ゴルフ場に係る会員契約の適正化に関する法律]	...	...	府民文化局	消費生活センター
消費者行政関連会議、研修会の出席	国及び他府県との連携を密にするとともに、情報交換を行い、必要に応じて関係省庁に消費者施策の推進について要望を行う。 ＜令和2年度実績＞ ※（日程及び主催者） 1. 都道府県等消費者行政担当課長会議 (R2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止) 2. 16 都道府県消費者行政担当課長会議 (R2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止) 3. 消費者行政ブロック会議（近畿ブロック） (R2. 12. 5オンライン開催) 4. 近畿府県消費者行政担当課長・消費生活センター等所長会議 (R3. 2書面開催)	...	...	府民文化局	消費生活センター
事業者に対する関係法令の説明会の実施	適正な消費者取引が行われるよう、事業者に対し消費生活に密接に関係する関係法令等についての説明会を実施する。 ＜令和2年度実績＞ ○景品表示法に関する説明会 (R2. 10. 29) [参加者 61名] ○特定商取引法講習会 (R2. 12. 16) [参加者 44名]	692	692	府民文化局	消費生活センター

4. 体系別事業一覧

基本目標1 消費者の安全・安心の確保

2. 消費者取引の適正化

(1) 不当な取引行為の防止等

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
旅行業法に基づく府知事登録業者への適正指導 (報告徴収及び立入検査等)	(1)大阪府内に主たる営業所を置く旅行業者等及び旅行サービス手配業者の新規登録、更新登録等の申請受付や各種手続きを行う。また、旅行業務の適正な運営を確保するため、登録業者に対して、適宜立入検査の実施等を行い、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図る。 (2)旅行業者が倒産等の理由により、債務不履行となった際に、旅行者の債権を保証するため、旅行業法に基づき、営業保証金の還付にかかる手続きを行う。 <令和2年度実績> 立入検査等 14社 還付件数 0件 [根拠法令等：旅行業法、旅行業者営業保証金規則等]	6,672	5,908	府民文化部	都市魅力創造局企画・観光課
自動車運転代行業者への適正指導（報告徴収及び立入検査等）	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づき、公安委員会の行う業者の認定等の処分に関する協議を行う。また、業者に報告若しくは資料の提出を求め、又は職員が営業所に立入検査を行うことで、明瞭な料金設定や損害賠償保険の加入がなされているか等適正な業務の実施のため、業者の監督を行う。自動車運転代行業の業務の適正な運営が害される恐れがあると認められるときには、指示等必要な措置を講ずる。 なお、本業務は政令により、国土交通大臣の権限に属する事務が知事の自治事務とされていることを受けて行うものである（第4次一括法関連）。 (報告徴収、立入検査、指示、業務停止命令の権限の行使) - 令和2年度処分件数 0件 - 指導件数 0件 [根拠法令等：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律]	4	4	都市整備部	交通戦略室交通計画課
宅地建物取引の適正指導	宅地建物取引業者に対して、指導・監督・研修会の開催などを行い、取引の適正化を図る。 (1)宅地建物取引業者に対する適正な指導及び立入調査の実施 (2)宅地建物取引業法に違反した宅地建物取引業者等に対する適正な措置	...	...	住宅まちづくり部	建築振興課

4. 体系別事業一覧

基本目標1 消費者の安全・安心の確保

2. 消費者取引の適正化

(2) 価格・商品の表示、広告等の適正化

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
不当景品・不当表示の指導取締り	事業者の公正な競争を確保し、消費者の適正な商品選択に資するため、公正取引委員会と密接な連携のもとに不当表示や不当な景品付き販売行為の監視取締り及び指導を行い、違反行為の防止と排除に努める。また、権限を移譲している市へ移譲事務交付金を交付する。 (H27. 1. 1から大阪市に措置命令等について権限移譲) <令和2年度処分・指導等の実績> ・措置命令 : 1件 うち大阪市1件 ・指導件数 : 14件 うち大阪市9件 <令和2年度移譲事務交付金> ・大阪市 : 356千円 ※平成26年12月1日に施行された改正法により、都道府県知事が行うこととされていた指示等の事務が廃止され、新たに都道府県知事に措置命令等の事務が政令により委任された。 [根拠法令等：不当景品類及び不当表示防止法、大阪府消費生活行政事務に係る事務処理の特例に関する条例]	654	659	府民文化部	消費生活センター
家庭用品品質表示の指導取締り（再掲）	消費者の利益を保護するため、一般小売業者に対し立入検査を実施し、不備・不適正事項を排除するために指導等を実施する町村に対し移譲事務交付金を交付する。（H19. 4. 1から町村へ移譲・市は自治事務） <令和2年度移譲事務交付金> 9町1村（全町村）：281千円 <令和2年度市町村の検査等の実績> - 検査店舗数 35店 - 検査点数 24,860点 - 適正表示率 100.0% [根拠法令等：家庭用品品質表示法、大阪府消費生活行政事務に係る事務処理の特例に関する条例]	344	354	府民文化部	消費生活センター
事業者に対する関係法令の説明会の実施（再掲）	適正な消費者取引が行われるよう、事業者に対し消費生活に密接に関係する関係法令等についての説明会を実施する。 <令和2年度実績> ○景品表示法に関する説明会 (R2. 10. 29) [参加者 61名] ○特定商取引法講習会 (R2. 12. 16) [参加者 44名]	692	692	府民文化部	消費生活センター

4. 体系別事業一覧

基本目標1 消費者の安全・安心の確保

2. 消費者取引の適正化

(2) 価格・商品の表示、広告等の適正化

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品、指定薬物及び毒物劇物に関する監視指導（再掲）	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品、指定薬物及び毒物劇物による保健衛生上の危害を防止し、府民に優良な医薬品等を提供するため、製造販売業者等に対し、立入検査及び製品の収去検査を実施し、品質等の適正を期するとともに、販売業者に対しても常時立入の上、適正な管理と販売を指導する。 その他、医薬品等の一般広告については、医薬品医療機器等法及び適正広告基準を遵守するよう虚偽・誇大広告の監視指導を行う。また、いわゆる健康食品の中で、医薬品的な効能・効果を標榜する広告については、違反業者に対して適正な指導を行う。 〔具体的な監視指導の内容〕 (1) 医薬品製造販売業者等及び薬局・販売業者等に対する立入検査による監視指導 ・医薬品、医薬部外品、化粧品、再生医療等製品の製造販売業者に対しては、GQP（品質管理）及びGVP（製造販売後安全管理）により、品質管理及び製造販売後安全管理の徹底を図る。また、製造業者に対しては、GMP（医薬品、医薬部外品の製造管理及び品質管理）等により、製造管理及び品質管理の徹底を図る。 ・医療機器、体外診断用医薬品の製造販売業者に対しては、QMS（製造管理及び品質管理）、GVP（製造販売後安全管理）及び体制省令（組織の体制及び人員の配置）により、製造管理、品質管理及び製造販売後安全管理の徹底を図る。 ・薬局・販売業者等に対しては、適正な供給を確保するため、指導の徹底を図る。 (2) 市場流通品の抜き取り収去試験検査（内容成分検査は地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所において実施） (3) 危険ドラッグの買上検査等による監視指導 (4) 毒物劇物製造所等への立入検査 〔根拠法令等：医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例〕	26,807	34,625	健康医療部	生活衛生室薬務課
食品衛生に関する監視取締り（再掲）	食中毒等飲食に起因する危害の発生防止及び違反不良食品の排除等を図るため、食品の製造・加工・調理・保存及び販売等各食品関係施設を対象に施設監視・立入検査を実施し、衛生管理の徹底や不備事項の改善を指示するとともに、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理手法の取り組みや異物混入防止対策や適正表示等を指導する。 また、府内に流通する食品等を収去し試験検査に供する。更に、食品中の残留物質による健康危害の防止を図るため、農薬、動物用医薬品、環境汚染物質、放射性物質等に係る各種検査を実施する。 (1) 食品関係施設の監視指導 (2) 食品、添加物、器具、容器包装の規格検査 (3) 野菜、果物、魚介類、食肉、乳等について農薬、動物用医薬品、環境汚染物質、放射性物質等に係る各種残留検査 (4) 食品、添加物の表示の取締り (5) 食品、添加物等の一斉取締り（夏期・年末） (6) 食品衛生検査所（大阪府中央卸売市場）における集中的監視検査 (7) 食肉衛生検査所におけると畜検査（BSE検査を含む） (8) 食鳥処理場における食鳥検査 〔根拠法令等：食品衛生法、食品表示法、と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、大阪府ふぐ処理登録者の規制に関する条例〕	95,516	98,548	健康医療部	生活衛生室食の安全推進課

4. 体系別事業一覧

基本目標1 消費者の安全・安心の確保

2. 消費者取引の適正化

(2) 価格・商品の表示、広告等の適正化

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
食品表示適正化推進事業	食品表示法に基づく食品の適正表示の推進を図るため、食品関連施設の監視指導を行うとともに、表示制度の普及・啓発を行う。 <令和2年度実績> (1) 食品衛生監視指導計画に基づき、食品製造施設に対して科学的・合理的根拠に基づく適正な表示について、監視指導を行った。 (2) 食品表示指導員5名を配置して、府内の生鮮食品販売店1,483店舗の巡回点検を実施し、適正表示の啓発・指導、表示の真正性の確認を行った。 (3) 子ども向けに作成した食品表示に関する啓発媒体をホームページに掲載し、食品表示の知識の普及に努めた。 (4) 講習会やイベント参加、ホームページでの情報発信により、事業者及び消費者へ食品表示法の普及・啓発を行った。 (5) 府保健所及び食の安全推進課を食品表示法に関する一元的な窓口とし、食品関連事業者の表示相談に応じるとともに、事業者向け講習会により食品表示法の普及・啓発を行った。 [根拠法令等：食品表示法]	8,494	7,828	健康医療部	生活衛生室食の安全推進課
米穀等の産地情報に関する表示の適正化の推進	米トレーサビリティ法に基づく米穀等の産地伝達や表示の適正化を推進するため、米穀事業者に対する啓発や指導等を行う。 [根拠法令等：米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）]	520	494	環境農林水産部	流通対策室
適正な計量の確保	1. 特定計量器検定・検査の実施等 府民の消費生活と密接な関係にある計量について、その適正化を図るため、特定計量器の検定・検査を行うとともに、計量の立入検査を行う。 (1) 特定計量器の検定 (2) 特定計量器の定期検査 (3) 特定計量器の計量証明検査 (4) 計量立入検査 (5) 苦情等の対応 2. 自主管理体制の推進 特定計量器を扱う事業所の自主管理体制の推進を図る。 (1) スーパー等事業者の計量自主管理の促進 (2) 適正計量管理事業所の指定及び指導 (3) 講習会等への講師派遣 3. 計量思想の普及啓発 (1) 計量強調月間行事の開催 府内市町村及び計量関係団体等と連携した普及啓発 (2) 「暮らしと計量展」の開催 暮らしと計量の関わりを通じて計量の重要性を啓発するため、消費者フェア等において開催する。 (3) 商品量目調査の指導 市町村や消費者団体が実施する商品量目調査の指導 (4) 百貨店計量部会の指導 百貨店における自主的な計量管理の一層の充実を図るため、指導等を行う。 (5) 計量検定所の見学 計量検定所の業務紹介を通じて計量の重要性についてPRする。 (6) 家庭用計量器の無料診断の実施 市町村における家庭用計量器の無料診断の実施 [根拠法令等：計量法]	101,397	101,886	商工労働部	計量検定所

4. 体系別事業一覧

基本目標1 消費者の安全・安心の確保

3. 消費者への情報提供

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
消費者保護条例に基づく危害防止（再掲）	商品や役務によって危害が発生し、又はそのおそれがあると認める場合において、現行法令で対処できない時は、事業者に必要な措置をとるよう勧告するとともに、府民に周知する。 〔根拠法令等：大阪府消費者保護条例〕	...	...	府民文化局	消費生活センター
消費生活情報の提供	消費者が自主的、合理的に商品や役務を選択し、安全・安心な消費生活を営むうえで役立つ各種情報を随時提供するため、報道機関、市町村、各種団体等各方面へ情報提供を行うほか、消費者向けの総合情報として大阪市と共同で「くらしすと」を配信する。 ＜令和2年度実績＞ (1)消費生活情報「くらしすと」（府市共同作成） 年4回配信 (2)メールマガジンの発行 毎月1回及び随時配信 アドレス登録数 1,041件（R3.3.31現在） (3)消費者啓発資料の作成 ①「あまーい誘いにご用心！」 90,000部（R2年度版） ②「どうする？君なら」 90,000部（R2年度版） ③「府内消費生活相談窓口」 5,000部 ④「撃退！悪質商法」 3,000部 ⑤「くらしすと」（点字啓発資料） 200部×4回 ⑥「消費生活センターからのお知らせ」（府政だより抜き刷り）50,000部 (4)府政だより（10月号に特集記事掲載） 発行部数：約246万部 (5)その他の情報提供 ・報道機関、市町村、各種団体からの照会や取材に対応 〔根拠法令等：大阪府消費者保護条例、大阪府消費生活センター設置条例〕	0	0	府民文化局	消費生活センター
ウェブサイトの運用	消費生活等に関するウェブサイト「消費生活事典」の積極的な運用を行い、消費者教育・情報提供の促進を図る。 ＜URL：http://www.pref.osaka.jp/shouhi/＞ ＜令和2年度実績＞ ・アクセス件数 49,863件	...	...	府民文化局	消費生活センター
若者向けウェブサイトの運営	小学校高学年から20歳代前半くらいの若者を対象にしたウェブサイトを活用し、インターネットトラブルを中心とした若者の消費者被害の未然防止を図る。 ホームページ「インターネットは、いろいろなトラブルともつながっている。」について、平成29年度からスマホで見ることができるよう、改良を行った。また、運営経費の財源としていた消費者庁の地方消費者行政強化交付金の活用年限が終了することから、令和3年度からは消費生活センターHPで運用するため、HP内に「大阪府 若者向け消費者教育情報サイト」を作成し、移行した。 ＜令和2年度実績＞ アクセス件数2,845件（うちスマホ785件）	1,698	0	府民文化局	消費生活センター
消費者問題講演会（府市連携事業）	時事的な消費者問題についての講演会やシンポジウムを開催し、消費者の認識を高める。 ＜令和2年度実績＞新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	0	0	府民文化局	消費生活センター

4. 体系別事業一覧
基本目標1 消費者の安全・安心の確保
3. 消費者への情報提供

事業名	概要	予算：千円		所管課																												
		R2最終	R3当初	部	室課名																											
消費者フェアの実施	行政、事業者団体、消費者団体等が連携して、府民に消費生活に関する情報をわかりやすく提供する府民参加型イベントを開催する。 <令和元年度実績> 府内消費者団体等の参加・協力を得て、広く府民が参加するイベントを会場とウェブで開催した。 <table><tr><td colspan="3">テーマ：楽しく学ぼう！大阪府消費者フェア 2020～新しい生活様式とエシカル消費～</td></tr><tr><td colspan="3">期 間：(会場) R2.11.7 (ウェブ) R3.11.7～11.30</td></tr><tr><td colspan="3">ところ：大阪府咲洲庁舎1階 フェスバ</td></tr><tr><td colspan="3">参加延人数(閲覧延件数)：(会場) 971人 (ウェブ) 971回</td></tr><tr><th>とき</th><th>内容</th><th>参加者数</th></tr><tr><td>(会場)</td><td>(会場) タイズ、パネル展示、リーフレット配布など</td><td>(会場)</td></tr><tr><td>R2.11.7</td><td>(ウェブ) 消費者団体の活動紹介、環境に配慮した小物などの製作プロセスを動画や写真で配信</td><td>971人</td></tr><tr><td>(ウェブ)</td><td></td><td>(ウェブ)</td></tr><tr><td>R3.11.7～11.30</td><td></td><td>971回</td></tr></table>	テーマ：楽しく学ぼう！大阪府消費者フェア 2020～新しい生活様式とエシカル消費～			期 間：(会場) R2.11.7 (ウェブ) R3.11.7～11.30			ところ：大阪府咲洲庁舎1階 フェスバ			参加延人数(閲覧延件数)：(会場) 971人 (ウェブ) 971回			とき	内容	参加者数	(会場)	(会場) タイズ、パネル展示、リーフレット配布など	(会場)	R2.11.7	(ウェブ) 消費者団体の活動紹介、環境に配慮した小物などの製作プロセスを動画や写真で配信	971人	(ウェブ)		(ウェブ)	R3.11.7～11.30		971回	6,413	3,965	府民文化	消費生活センター
テーマ：楽しく学ぼう！大阪府消費者フェア 2020～新しい生活様式とエシカル消費～																																
期 間：(会場) R2.11.7 (ウェブ) R3.11.7～11.30																																
ところ：大阪府咲洲庁舎1階 フェスバ																																
参加延人数(閲覧延件数)：(会場) 971人 (ウェブ) 971回																																
とき	内容	参加者数																														
(会場)	(会場) タイズ、パネル展示、リーフレット配布など	(会場)																														
R2.11.7	(ウェブ) 消費者団体の活動紹介、環境に配慮した小物などの製作プロセスを動画や写真で配信	971人																														
(ウェブ)		(ウェブ)																														
R3.11.7～11.30		971回																														
消費者保護条例に基づく自主行動基準の策定・届出	消費者との信頼関係を構築し、その利益の擁護及び増進を図るため、事業者の自主行動基準の策定を支援し、事業者に対して、策定した自主行動基準を知事に届け出るよう促進し、その内容が上記の内容に適合すると認めるときは公示する。 <令和2年度実績> ・消費生活センターウェブサイト掲載件数359件 (R3.8.31現在) [根拠法令等：大阪府消費者保護条例]	...	...	府民文化	消費生活センター																											
総合案内の運営及び消費者啓発事業の実施(府市連携事業)	消費生活に関する情報を消費者に効果的に提供するため、大阪市消費者センターと共同で「くらしの広場・エル」の総合案内を運営する。また、消費生活に関する専門図書や啓発用ビデオ・DVDを開架し、利用者への閲覧、貸出を行う。 <内容> (1)専門資料コーナー：消費生活に関係ある各種情報を収集整理し、消費者、市町村、学校、マスコミ等の利用に供し、利用者の相談に応じるとともに、センター事業の推進に活用する。 (2)ビデオライブラリー：消費者啓発用ビデオテープを購入し、消費者団体等の利用に供する。 <令和2年度実績> 来場者数：7,082人 DVD貸出数：17件 51本	1,132	1,132	府民文化	消費生活センター																											
災害時等における消費者被害の防止	大規模災害や感染症のまん延時に、消費生活センターに寄せられた消費者からの相談に対して、適切に対応するとともに、不当な価格形成や災害に便乗した悪質商法等の情報収集に努め、府民、市町村への情報提供や注意喚起等、必要に応じて適切な措置を講じる。	-	...	府民文化	消費生活センター																											
製品による事故防止のための情報提供	製品の不適切な利用や想定外の使用方法による不慮の事故を防止するため、消費者庁から提供される子供の事故や予防に関する情報を消費生活センターの啓発リーフレット等に掲載するなどし、府内消費者への注意喚起を行う。	-	...	府民文化	消費生活センター																											
福祉サービス第三者評価事業の推進	福祉サービスの質の向上を促し、併せて、福祉サービス情報を利用者に広く周知するため、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行い、その結果を公表する福祉サービス第三者評価事業を推進する。	4,605	4,371	福祉部	地域福祉推進室地域福祉課																											

4. 体系別事業一覧
 基本目標1 消費者の安全・安心の確保
 3. 消費者への情報提供

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「サービス付き高齢者向け住宅の登録・閲覧制度」	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、面積やバリアフリー構造等の一定の基準をみたし、安否確認や生活相談等の高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」を登録し、登録情報を府民の閲覧に供することにより、高齢者の居住の安定を図る。 ・令和3年3月31日現在768件、29,874戸のサービス付き高齢者向け住宅の登録 [根拠法令等：高齢者の居住の安定確保に関する法律]	...	...	福祉部	高齢介護室介護事業者課
感染症の予防に関する知識の普及	感染症の予防に関する知識の普及啓発を行う。 <令和2年度実績> (1) 性感染症：HIV等性感染症の予防に関する講習会の実施、パンフレットの配布等 (2) 結核：結核に関する正しい知識と感染防止の普及、啓発（地域での広報等） (3) その他感染症：蚊媒介感染症・麻しん・風しん等に関する正しい知識と感染防止の啓発（パンフレットの配布等）	103	1,434	健康医療部	保健医療室感染症対策企画課
救急医療の適正利用	不要不急の救急要請や安易な時間外の受診を減らすなど、救急医療の望ましい利用のあり方について、新聞や大阪府Facebook、啓発資料等による啓発事業を実施し、救急医療の適正利用に関する府民の理解促進を図る。 <令和2年度実績> ○9月の救急医療週間における各市町村の開催行事についてホームページへ掲載。新聞に啓発の記事を掲載。	0	0	健康医療部	保健医療室医療対策課
献血意識の高揚	年々減少する若年層献血者の献血意識の高揚を図るため、府民参加型の公募事業の実施等を行う。 また、高校生等が同世代に献血の重要性を働きかける活動を支援することで、効果的な啓発を図る。 ・献血啓発作品ポスター原画募集 ・高校生による街頭キャンペーンの実施 ・献血広告の実施	891	756	健康医療部	保健医療室医療対策課
栄養知識の普及	府民の健康づくりを進めるため、生活習慣病の予防をはじめ食生活の改善や栄養に関する正しい知識の普及に努める。 ○生活習慣病の一次予防に重点を置いた健康づくりや食育推進の環境づくりのため、飲食店等のメニューの栄養成分表示やヘルシー化を促進する。 ・8月の大阪府食育推進強化月間に、関係団体等の連携・協働により、食育に関する普及啓発等を実施する。 <主な令和2年度の実績> ・大阪府消費者フェア2020で食品表示の活用について啓発(11/17会場来場者971名、11/7-30Web閲覧971名) [根拠法令等：健康増進法、食育基本法]	2,509	¥2,149	健康医療部	健康推進室健康づくり課
生活習慣病予防に関する知識の普及	『健活10』〈ケンカツテン〉のキャッチコピーの下、生活習慣の改善や生活習慣病の予防等に向け、府民に取り組んでいただきたい10の健康づくり活動について、ホームページや各種イベント等を通じて普及啓発を図る。	...	...	健康医療部	健康推進室健康づくり課

4. 体系別事業一覧
 基本目標1 消費者の安全・安心の確保
 3. 消費者への情報提供

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
医薬品の適正使用の推進	医薬品や薬剤師等の専門家の役割に関する正しい知識を広く府民に浸透させることにより、府民の保健衛生の維持向上に寄与するための啓発を行う。 <令和2年度実績> - 薬と健康の週間（10月17日～10月23日）啓発事業 - 薬の正しい知識を広く府民に周知するため、公募の原画・川柳で作成したポスターを活用し啓発活動を展開。 [根拠法令等：医薬品医療機器等法]	150	150	健康医療部	生活衛生室薬務課
薬物乱用防止対策の推進	薬物乱用問題は、乱用者本人の心や体を蝕むだけでなく、さまざまな犯罪を引き起こす要因となるなど、憂慮すべき社会問題となっている。特に最近では若年層の大麻乱用による検挙者数が増加するなど、薬物乱用の低年齢化が危惧されている。 大阪府麻薬覚醒剤等対策本部では「大阪薬物乱用『ダメ。ゼッタイ。』第五次戦略」を策定し、警察、教育、行政など関係機関が連携して「取締対策」、「啓発対策」と「乱用依存症者対策」を進めている。 [根拠法令等：大阪府麻薬覚醒剤等対策本部要綱]	4,436	4,364	健康医療部	生活衛生室薬務課
健康食品安全対策事業（再掲）	医薬品成分の含有された無承認無許可医薬品をいわゆる健康食品と称して販売することにより、消費者の健康被害の事件・事故が発生していることに鑑み、これらの買い上げ検査を実施し、無承認無許可医薬品の販売業者に対しては回収・廃棄等の指導を行うとともに、府のホームページに掲載し健康被害の防止を図る。 <令和2年度実績> ※新型コロナウイルス感染症の影響による事務事業の見直しにより休止 [根拠法令：医薬品医療機器等法]	180	180	健康医療部	生活衛生室薬務課
住居衛生対策事業	府民の生活における環境衛生上の諸問題に対応し、快適な居住環境を確保するため、健康と生活を軸とした住居衛生対策を推進する。 (1) 住居衛生に関する相談・調査等 (2) 住まいの健康情報の収集と発信 (3) 地域健康展や講習会等に活用するためのパンフレット等啓発媒体の作成 (4) 室内空気中ホルムアルデヒド等の濃度測定	2,083	1,974	健康医療部	生活衛生室環境衛生課
ギャンブル等依存症に関する知識の普及	ギャンブル等の依存症に関する正しい知識の普及や相談支援機関の周知を行う。 <令和2年度実績> ○ギャンブル等依存症問題啓発週間（5/14～5/20）における啓発（ポスターの掲示やWEBコンテンツを利用した啓発等） ○依存症府民啓発セミナーの開催（WEB） ○高校生向けの予防啓発（出前授業、リーフレットの配布） ○新成人向けの啓発（チラシの作成と配布） ○関係機関の担当者等を対象に、依存症についての知識の普及と相談対応力向上のための研修の開催や、研修資料を動画に編集しホームページで公開	18,741の内数	37,199の内数	健康医療部	保健医療室地域保健課 こころの健康総合センター

4. 体系別事業一覧

基本目標1 消費者の安全・安心の確保

3. 消費者への情報提供

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度	民間賃貸住宅に入居を希望する高齢者、障がい者、子育て世帯等（以下「住宅確保要配慮者」という。）が、円滑に入居できるよう、住宅確保要配慮者の入居を受け入れる賃貸住宅等の登録及び登録情報の提供等を行う。 ＜令和3年3月31日現在＞ あんぜん・あんしん賃貸住宅 35,428戸 協力店 672店 居住支援法人 64法人 〔根拠法令等：住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度要綱〕	0	0	住宅まちづくり部	居住企画課
住宅瑕疵担保履行法にかかる情報提供	新築住宅の請負人や売主に義務付けられた資力確保措置（保険への加入や保証金の供託）の周知に努める。（居住企画課） また、資力確保措置の状況について、大阪府知事許可・免許事業者からの届出の受付を行う。（建築振興課） ※「住宅瑕疵担保履行法」とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（住宅品質確保法）によって定められた瑕疵担保責任の確実な履行を担保するため、住宅供給業者側に資力確保措置を義務付けるものである。 〔届出手続きの受付状況〕 (件)	...	...	住宅まちづくり部	居住企画課
		...	...	住宅まちづくり部	建築振興課
大阪の住まい活性化フォーラムにおけるリフォーム・リノベーションの普及・啓発	公民連携による「大阪の住まい活性化フォーラム」のHPにおいて、過去に実施したリノベーションコンクールの優秀事例や、フォーラムで作成した「コンバージョン（用途変更）による住宅の利活用ガイドブック」を公表し、府民等へ普及啓発している。 大阪の住まい活性化フォーラムHP： http://osaka-sumai-refo.com/	...	...	住宅まちづくり部	居住企画課

4. 体系別事業一覧
 基本目標1 消費者の安全・安心の確保
 3. 消費者への情報提供

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
大阪の住まい活性化フォーラムにおける『大阪版・空家バンク』の設置	公民連携による「大阪の住まい活性化フォーラム」において、市町村や市町村と連携している民間団体等が設置する空家バンクの利用を促進するため、これらの空家バンク情報をとりまとめて発信している。 <ホームページ> http://bank.osaka-sumai-refo.com/	...	...	住宅まちづくり部	居住企画課
大阪府住宅リフォームマイスター制度	府民が安心してリフォームが行えるよう、大阪府が指定した非営利団体「マイスター登録団体」が一定の基準を満たす「マイスター事業者」を府民の依頼に応じて案内・紹介する。 <令和3年4月1日現在> マイスター団体数 16団体 マイスター事業者数 130事業者 <ホームページ> http://www.pref.osaka.jp/jumachi/meister/index.html	...	...	住宅まちづくり部	居住企画課
「大阪・工事監理の星」制度への支援	大阪府では、（一社）大阪建築士事務所協会が創設した「大阪・工事監理の星」制度を支援している。 本制度の目的は、違反建築や、欠陥工事・手抜き工事の防止に有効な「工事監理」の定着を促進し、工事監理に真摯に取り組んでいる建築士事務所を広く公表・PRすることで、府民が工事監理を委託する建築士事務所を選択する際の一助とすることである。 なお、現在、「大阪・工事監理の星」として登録されている建築士事務所名を、（一社）大阪建築士事務所協会のホームページで公開している。 http://www.oaaf.or.jp/	...	...	住宅まちづくり部	建築指導室建築安全課
防犯に配慮した共同住宅等に係る設計指針の公表	住宅・建築物の建築や改修等の際に、侵入盗などへの防犯へ配慮した共同住宅等の設計のため「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」、戸建住宅に係る同様の設計指針・ガイドブックをホームページで公表している。	...	...	住宅まちづくり部	建築指導室建築安全課
建築物に附属する特定の設備等の安全確保	建築物に附属するエレベーターやエスカレーター等の特定設備を、府民が安全で安心して利用できるよう、これらの設備で事故が発生した場合は、その設備の管理者・所有者に届出を義務付けている。届け出られた事故情報及び事故原因や防止策について広く情報発信することにより、設備の管理者・所有者のみならず、府民、設備の製造者、建築物の設計者等多くの関係者間で情報の共有化を図り、事故の再発や同種の事故の発生防止に取り組んでいる。 〔根拠法令等：大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例〕	3,583	3,672	住宅まちづくり部	建築指導室建築安全課

4. 体系別事業一覧
 基本目標1 消費者の安全・安心の確保
 3. 消費者への情報提供

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
建築基準法及び建築士法に基づく情報提供等	(1) 法定の書類等閲覧制度 ・（各特定行政庁）建築基準法第93条の2の規定による書類閲覧制度に基づき、建築物の確認検査等の履歴、設計者、工事監理者等の情報を提供 ・（指定登録機関、指定事務所登録機関）建築士法第6条及び第23条の9の規定による建築士名簿及び建築士事務所登録簿の閲覧制度に基づき、建築士及び建築士事務所の情報を提供 (2) 確認申請手続き等のご案内 ・各特定行政庁・指定確認検査機関、大阪府建築行政連絡協議会等、それぞれのホームページにて確認申請手続き等を案内	...	...	住宅まちづくり部	建築指導室 建築企画課 建築安全課
	(3) 関連団体の取組み ・（建築士会）新築等の設計者選定や耐震診断の斡旋、契約のトラブルなどの相談を受け付け ・（事務所協会）建築の瑕疵や欠陥、契約のトラブル、耐震診断の斡旋等の相談を受け付け ・その他、パンフレットの作成等	...	...		建築安全課
	[根拠法令等：建築基準法、建築士法]				
宅地建物取引及び建設工事請負契約に関する啓発	消費者に対し、宅地建物取引及び建設工事請負契約に関する啓発に努める。 (1) 消費者に対する宅地建物取引に関する知識の普及・向上を図るため、マイホームの購入や賃貸借契約におけるトラブル防止の啓発冊子を配付 ・「マイホーム購入のためのちょっとアドバイス」 ・「賃貸借契約のためのちょっとアドバイス」 (2) 消費者への啓発を目的に、「建設業の指導監督等についてよくあるお問い合わせ」を府ホームページに掲載。	437	422	住宅まちづくり部	建築振興課

4. 体系別事業一覧
 基本目標1 消費者の安全・安心の確保
 4. 個人情報の保護

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
相談事業等を通じての個人情報保護にかかる事業者への注意喚起	相談業務における事業者との連絡等の機会を通じ、消費者の個人情報保護について事業者に対して注意喚起に努める。	...	...	府民文化部	消費生活センター
センター内の個人情報の適正管理	大阪府個人情報保護条例に基づき、相談業務等の個人情報を適正に管理する。 〔根拠法令等：大阪府個人情報保護条例〕	...	...	府民文化部	消費生活センター

4. 体系別事業一覧

基本目標1 消費者の安全・安心の確保

5. 物価安定対策

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
生活二法の適正な運用	生活関連物資等の価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合において、生活二法により当該物資が政令で定められたときには、当該物資の価格・需給動向を調査し、当該物資の販売等を行う者に対し売り渡しの指示や規定された価格以下での販売の指示等を行い、生活関連物資等の供給・価格の安定を図る。 また、条例により権限を移譲している市町村に対し、移譲事務交付金を交付する。（H19.4.1から市町村へ移譲、政令市は自治事務） <令和2年度移譲事務交付金> 31市9町1村（政令市除く）：2,196千円 〔根拠法令等：生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律、国民生活安定緊急措置法、大阪府消費生活行政事務に係る事務処理の特例に関する条例〕	2,206	2,196	府民文化部	消費生活センター
府消費者保護条例による緊急措置	生活関連物資の価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合において、買占め又は売惜しみが行われ、又は行われるおそれがあるとき、当該物資を指定して、売り渡しの勧告を行い、価格の安定及び流通の適正化を図る。 〔根拠法令等：大阪府消費者保護条例〕	...	...	府民文化部	消費生活センター
災害時等における生活関連商品の価格・需給動向等の監視	大規模災害や感染症のまん延時等において、生活関連商品の価格・需給動向の把握に努め、消費者に対して迅速かつ適切な情報提供を行う。	...	...	府民文化部	消費生活センター
大阪市消費者物価指数の作成	総務省統計局所管の小売物価統計調査の価格資料に基づいて「大阪市消費者物価指数（速報値）」を毎月公表し、府民の消費生活に影響を及ぼす物価水準の変動を正確・迅速に把握して、府民生活に関する行政施策の基礎資料とする。 また、12月分公表時には年平均指数（速報値）を、3月分公表時には年度平均指数（速報値）をそれぞれ公表する。	...	...	総務部	統計課
青果物価格安定対策事業	野菜の産地（対象産地）から、あらかじめ選定された卸売市場等（対象市場）へ出荷した野菜（対象野菜）の価格が一定の基準より低落した場合に、生産者に対し価格差補給交付金を交付することにより、野菜生産農家の経営の安定を図り、もって野菜農家の健全な発展と府民消費生活の安定に資する。 〔根拠法令等：野菜生産出荷安定法、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領、大阪府こまわり産地野菜価格安定事業実施要領〕	6,140	6,633	環境農林水産部	農政室
中央卸売市場事業	昭和53年4月に開設した中央卸売市場の適正な管理及び運営を図ることにより、生鮮食料品流通の近代化合理化に寄与するとともに、府民に対し、生鮮食料品等を円滑かつ安定的に供給する。 ・市場関係者（卸、仲卸等）の業務指導監督 ・中央卸売市場施設の維持管理 ・入荷量等の統計及び流通実態調査の実施 〔根拠法令等：卸売市場法、大阪府中央卸売市場業務規程〕	595,561	610,616	環境農林水産部	流通対策室
地方卸売市場の運営の指導	地方卸売市場の適正な運営を図り、府内における生鮮食料品等の安定的な供給と流通の合理化を促進する。 ○地方卸売市場における取引の適正化 ・市場業務の指導監督及び検査 〔根拠法令等：卸売市場法〕	2,187	2,072	環境農林水産部	流通対策室

4. 体系別事業一覧
基本目標2 消費者の自立への支援
1. 高度情報通信社会への対応

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
消費生活情報の提供（再掲）	消費者が自主的、合理的に商品や役務を選択し、安全・安心な消費生活を営むうえで役立つ各種情報を随時提供するため、報道機関、市町村、各種団体等各方面へ情報提供を行うほか、消費者向けの総合情報として大阪市と共同で「くらしすと」を配信する。 <令和2年度実績> (1)消費生活情報「くらしすと」（府市共同作成） 年4回配信 (2)メールマガジンの発行 毎月1回及び随時配信 アドレス登録数 1,041件（R3.3.31現在） (3)消費者啓発資料の作成 ①「あまーい誘いにご用心！」 90,000部（R2年度版） ②「どうする？君なら」 90,000部（R2年度版） ③「府内消費生活相談窓口」 5,000部 ④「撃退！悪質商法」 3,000部 ⑤「くらしすと」（点字啓発資料） 200部×4回 ⑥「消費生活センターからのお知らせ」（府政だより抜き刷り） 50,000部 (4)府政だより（10月号に特集記事掲載） 発行部数：約246万部 (5)その他の情報提供 ・報道機関、市町村、各種団体からの照会や取材に対応 〔根拠法令等：大阪府消費者保護条例、大阪府消費生活センター設置条例〕	0	0	府民文化部	消費生活センター
中核的センター機能充実強化研修	府域の中核的センターとして、「指定消費生活相談員導入」に伴い中核的センター機能の強化を図り、府消費生活相談窓口の専門性を強化するとともに支援技術等の向上を図ることにより、府全体としての問題解決能力向上を図る。 <令和2年度実績> ・実施回数 8回 ・参加人数 90名	1,301	1,301	府民文化部	消費生活センター
市町村相談員総括者研修	市町村消費生活相談窓口における問題解決能力の向上を目指し、困難事案の対応において府センターとのパイプ役になる市町村の総括的立場にある相談員を対象に、専門的で高度な内容の研修を行うことにより、円滑かつ効果的に相談における府の支援の効果をあげ、より複雑化・多様化する相談事案の解決を図る。 <令和2年度実績> ・実施回数 19回 ・参加人数 190名	5,320	5,320	府民文化部	消費生活センター
消費者教育講師派遣	消費者問題について、学習を希望するテーマに応じた講師を派遣し、消費者グループや学生等に学習機会や教育を提供する。 <令和2年度実績> 開催回数：10回、参加者数：617人	1,768	1,768	府民文化部	消費生活センター

4. 体系別事業一覧
基本目標2 消費者の自立への支援
1. 高度情報通信社会への対応

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
若者向けウェブサイト運営（再掲）	小学校高学年から20歳代前半くらいの若者を対象にしたウェブサイトを活用し、インターネットトラブルを中心とした若者の消費者被害の未然防止を図る。 ホームページ「インターネットは、いろいろなトラブルともつながっている。」について、平成29年度からスマホで見ることができるよう、改良を行った。また、運営経費の財源としていた消費者庁の地方消費者行政強化交付金の活用年限が終了することから、令和3年度からは消費生活センターHPで運用するため、HP内に「大阪府 若者向け消費者教育情報サイト」を作成し、移行した。 <令和2年度実績> アクセス件数2,845件（うちスマホ785件）	1,698	0	府民文化部	消費生活センター
消費のサポーター養成・更新講座	高齢者の消費者被害の未然防止、拡大防止に関する最新の情報提供等を行う「消費のサポーター」養成講座を実施する。また、すでに消費のサポーターとして登録しているボランティアに対し、専門的な知識の維持と更新を図る更新講座を実施する。 <令和2年度実績>令和3年4月1日現在登録者数160名 - 消費のサポーター養成講座（新規） 実施回数1回 受講者数 24人 - 消費のサポーター更新講座（更新） 実施回数3回 受講者数 136人	5,180	5,180	府民文化部	消費生活センター
高齢者向け「消費者問題ミニ講座」への講師派遣	地域での高齢者の集まりに、悪質商法とその対策、被害に遭わないための注意点などの情報提供を行うボランティアである消費のサポーターの養成し、派遣を支援することにより、高齢者の消費者被害の未然防止を図る。 <令和2年度実績>令和3年4月1日現在登録者数160名 - ミニ講座実施回数 15回 - ミニ講座受講者数 307人				
大阪の子どもを守るネット対策事業	社会経験も浅く、判断能力が未熟な青少年が、スマートフォンや携帯ゲーム機等のネット機器利用によって、犯罪やトラブルの被害に遭わないために、青少年自身に適切なインターネットの使い方を考えさせる機会（OSAKAスマホサミットの開催等）を提供することでネットリテラシーの向上を図る。 併せて、青少年を指導する教職員やPTA等を対象に民間事業者を講師として派遣し具体的なトラブル事例やその回避策についての研修を実施する。また、児童生徒を対象にした大学生講師による出前講座を行う。 [根拠法令等：青少年を取り巻く有害環境対策の推進委託要項]	1,003	1,643	政策企画部	青少年・地域安全室青少年課
「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク連絡会議」における関係機関等との連携	府警察本部や公共アドバイザー、民間アドバイザー、市町村教育委員会等から構成される「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」と連携し、個人情報の流出や誹謗中傷の書き込みなどの事案対応へのアドバイスやインターネット上のトラブルの未然防止のための啓発を行う。	...	...	教育庁	市町村教育室小中学校課

4. 体系別事業一覧
 基本目標2 消費者の自立への支援
 1. 高度情報通信社会への対応

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
サイバー犯罪に対する指導・取締り	広報啓発活動の実施 サイバーセキュリティ月間（2月1日から3月18日までの間）において、広報啓発グッズの配布等を実施 ・大阪府警察ホームページ等を活用して被害防止の広報啓発動画等による広報を実施 ・企業や児童の保護者等に対してサイバー犯罪被害防止教室を実施	...	...	警察本部生活安全部	サイバー犯罪対策課
不正アクセス行為の再発防止のための援助	公安委員会は、不正アクセス行為が行われたと認められた場合において、不正アクセス行為が行われた特定電子計算機のアクセス管理者から援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、申出者に対して不正アクセス行為の再発防止のための援助を行う。（平成12年7月1日から開始） [根拠法令等：不正アクセス行為の禁止に関する法律]	...	...	警察本部生活安全部	サイバー犯罪対策課
インターネットバンキングや偽ショッピングサイト被害等における消費者に対する広報啓発活動	サイバー空間の脅威に関する広報啓発活動を推進するため、インターネットバンキングにおける不正送金被害やショッピングサイトにおける偽サイトの詐欺被害などの未然防止を図るためのキャンペーンを実施する。 また、インターネットにおける消費者被害に関する消費者向けの広報資料（パンフレット等）を作成し、広く配布する。 令和2年度 ポスター、広報啓発グッズの配布 デジタルサイネージを活用した広報啓発動画の放映（計87ヶ所）	4.094	4.131	警察本部生活安全部	サイバー犯罪対策課

4. 体系別事業一覧

基本目標2 消費者の自立への支援

2. 持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の推進

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
太陽光パネル設置普及啓発事業	府民が安心して太陽光発電及び蓄電池システムを設置できるよう、府が太陽光発電及び蓄電池システムの製造者、施工店及び販売店を望ましい行動へ誘導するとともに、府が定める要件を満たすものを登録及び公表することにより、府民が自主的に太陽光発電及び蓄電池システム設置を普及促進することを目指す。 なお登録にあたっては、大阪府消費者保護条例を参考にしつつ、消費者との信頼関係構築や消費者利益の擁護及び増進を定めた「自主的な行動基準」の作成と府への届出及び公表を必要とする。 <令和2年度実績> - 自主的な行動基準策定 - 製造者 16件 - 施工店 12件 - 販売店 30件 - 登録 - 製造者 16件 - 施工者 12件 - 販売者 30件	...	...	環境農 林水産 部	エネルギー 政策課
府民参加型太陽光発電促進事業	地域に根ざした「民」主導の太陽光パネルの設置を促進するために、マンションに住んでいる等の理由により、単独で太陽光パネルを設置することができない市民をはじめ、環境に関心のある市民等あらゆる市民が参加できる「市民共同発電」事業を支援する。 府内市町村が公共施設等に市民からの出資により市民共同発電設備を設置する事業者を公募する際の留意事項、設置場所の選定や技術的、制度的な課題への対応、市民からの資金調達方法に関する課題などについてまとめた「市民共同発電の公募について」を利用し、市町村に対して市民共同発電の実施に向けたサポートを行う。	...	...	環境農 林水産 部	エネルギー 政策課
太陽光発電設備の設置による地域環境活動の推進	株式会社エコスタイルが、地域環境活動を行うNPO等公益的団体に太陽光発電設備を無償で提供し、NPO等は同設備を活用して、設備を設置する学校や保育園等と協働で、地域環境活動を実施する。府は事業に伴う周知広報等を行う。 令和2年度実績：採択0件	...	...	環境農 林水産 部	エネルギー 政策課
グリーン購入の推進	(1)府民等への啓発 環境への負荷の少ないライフスタイルの構築に向け、「豊かな環境づくり大阪府民会議」（府、市町村、事業者、府民及び民間団体等で構成）において、グリーン購入の推進等を内容とする「豊かな環境づくり大阪行動計画」（平成8年6月策定、毎年更新）を策定し推進を図るとともに、環境にやさしい消費行動を通じて府民の環境配慮行動を促進するため、「おおさか3Rキャンペーン」等を実施する。 (2)府の率先購入 府が事業者、消費者の立場からあらゆる事務事業において環境への配慮を徹底させるため、「国等の環境物品等の調達の推進等に関する法律」を受け、策定した「大阪府グリーン調達方針」（毎年改定）に基づきより一層のグリーン購入推進に努める。 〔根拠法令等：大阪府循環型社会形成推進条例、国等の環境物品等の調達の推進等に関する法律〕	3,413	4,033	環境農 林水産 部	エネルギー 政策課
環境教育・環境保全活動の推進	「環境教育等行動計画」に基づき、情報基盤の充実と連携の強化、人材育成・人材活用、場の提供・学習機会の提供、教材・プログラムの整備と活用、協働取組の推進・民間団体等への支援、普及啓発の6つの柱のもと関連施策による環境学習と環境保全活動を推進する。	...	...	環境農 林水産 部	エネルギー 政策課

4. 体系別事業一覧

基本目標2 消費者の自立への支援

2. 持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の推進

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
省エネ行動の 実践の促進	省エネの取組みを紹介したホームページ「省エネ生活のすすめ」等により積極的に情報発信するとともに、イベントやセミナー等さまざまな機会を通じて、広く府民に環境配慮行動の必要性和実践を呼びかける。 また、府が委嘱した地球温暖化防止活動推進員による地域に密着した自主的な温暖化対策活動を支援する。	562	507	環境農 林水産 部	エネルギー 政策課
温暖化「適 応」推進事業	環境NPO、市町村等を対象に「適応」の理解を深め、啓発手法を学ぶ学習会を開催するとともに、環境NPOと協働して府民向けの各種啓発活動を実施する。 <令和2年度の取組み> (1)「適応」の普及に向けた学習会（適応塾）の開催 (2)学習会で作成した動画をYouTubeにて配信 根拠法令：大阪府基金条例・環境保全基金運営要綱・気候変動適応法・大阪府温暖化の防止等に関する条例	3,453	...	環境農 林水産 部	エネルギー 政策課
〇おおさかプ ラスチックご みゼロ宣言推 進事業	海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、有識者、事業者団体、NPO、市町村など幅広い関係者による「おおさかプラスチック対策推進プラットフォーム」を設置し、プラスチックごみの排出抑制や流出対策、プラスチックの資源循環について、具体的な対策の検討や効果検証等を行うとともに、効果的な取組みを広く共有・発信する。 また、府、事業者、NPO、市町村等で構成する「おおさかマイボトルパートナーズ」において、マイボトルが利用できるスポットの効果検証や啓発資材の作成等を行うことにより、マイボトル利用の機運を醸成する。	...	2,901	環境農 林水産 部	エネルギー 政策課
〇環境・エネ ルギー技術 シーズ調査・ 普及啓発事業	脱炭素技術と海洋プラスチック対策技術の分野において、府内の状況に応じた普及の取組みが必要と考えられる、2050年までの環境先進技術シーズの現状と課題等を調査するとともに、事業者等が技術開発に活用できるよう、必要技術や普及手法等にかかる海外等のニーズ情報を調査する。さらに、府民や事業者への普及・啓発を行うことにより、各主体の行動を促進する。	...	16,259	環境農 林水産 部	エネルギー 政策課
リサイクル社 会推進事業	目指すべき循環型社会の構築に向け策定した「大阪府循環型社会推進計画（平成28年6月策定）」に基づき、一般廃棄物関連のリサイクル関係法令の周知や市町村におけるごみ減量の取組み等の紹介を通じて、府民、事業者、行政が行う実践活動を促進するとともに、市町村と連携・協働して、より一層のリサイクル推進を図った。 また、リサイクル製品の利用促進を図るため、大阪府リサイクル製品認定制度に基づく認定を受けたリサイクル製品をウェブサイトに掲載するとともに、府民向けのチラシを作成し、環境関連イベント等への出展などにより、府民・事業者を紹介した。 〔根拠法令等：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大阪府循環型社会形成推進条例〕	558	1,085	環境農 林水産 部	循環型 社会推 進室 資源循 環課
プラスチック 対策推進事業 (R2)	行政や事業者、NPO、府民の新たなプラスチック対策を進めるため、有識者や事業者団体等で構成する「おおさかプラスチックごみ対策推進ネットワーク会議」を開催する他、府民のさらなる理解と取組を推進し府全域にプラスチックごみ対策を展開するため、環境関連イベント等を通じて啓発を実施した。	50	...	環境農 林水産 部	循環型 社会推 進室 資源循 環課
〇使い捨てプ ラスチックご み対策推進事 業（R3～）	「大阪府循環型社会推進計画（令和3年3月策定）」のプラスチック削減目標の達成に向け、府民の行動変容を促進し、使い捨てプラスチックなどの使用を削減するため、料理や飲み物、洗剤などの日用品などをマイ容器やマイボトルで持ち帰り可能なお店やスポットを検索できるウェブページ「マイ容器サービススポットマップ（仮称）」を作成する。 また、プラスチックごみ問題に関する啓発パネルやマイ容器サービススポットマップ等を用いて、府内市町村やおおさか3Rキャンペーンの参加事業者等と連携し、使い捨てプラスチックなどの削減・リサイクルについての府民啓発を行う。	...	7,300	環境農 林水産 部	循環型 社会推 進室 資源循 環課

4. 体系別事業一覧

基本目標2 消費者の自立への支援

2. 持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の推進

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
生活排水対策の推進	ホームページ「生活排水をきれいにしよう」により生活排水に関する情報を広く提供する。また、毎年2月を「生活排水対策推進月間」とし、府民に家庭でできる取組みを呼びかける。 〈URL: http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/sei-hai/index.html〉 〔根拠法令等：水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条	...	89	環境農 林水産 部	環境管 理室 事業所 指導課
電動車の普及促進	自動車から排出される窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)による大気汚染の改善を図るとともに、二酸化炭素(CO₂)排出量削減による地球温暖化対策を推進するため、自動車メーカー等の民間企業や自動車関係団体との協働により試乗イベントなどの啓発活動等による取組みを行い、電動車の普及促進を図る。 ＜令和2年度実績＞ ・エコカー展示・試乗会 3回 ・メールマガジン配信 11回 ・ホームページによる情報発信	...	...	環境農 林水産 部	環境管 理室 環境保 全課
駐車時におけるアイドリングストップの推進	駐車中に自動車のエンジンをかけ続けるアイドリングは、大気汚染や騒音等の問題を引き起こすことから不要なアイドリングは停止する必要があるため、駐車時におけるアイドリング停止等の遵守について運転者等への啓発を行う。 〔根拠法令等：大阪府生活環境の保全等に関する条例〕	...	...	環境農 林水産 部	環境管 理室 環境保 全課
おおさか交通エコチャレンジ推進運動	公共交通機関の利用の推進やエコカー使用の推進、エコドライブの推進などに率先して取り組む府内事業者の取り組みを支援する。「おおさか交通エコチャレンジ宣言事業者」の登録やエコドライブシミュレーターの貸出、エコドライブステッカーの配布等支援メニューを提供し、事業者における環境に配慮した自動車利用の推進を図る。 ＜令和3年8月31日現在＞ ・登録事業者数：85事業者（所） ＜令和2年度実績＞ ・エコドライブシミュレーター貸出回数：1回	...	...	環境農 林水産 部	環境管 理室 環境保 全課
海岸漂着物等対策推進事業	2025年大阪・関西万博の開催地として、SDGsへの取り組みを推進するなかで、使い捨てプラスチック削減のさらなる推進やプラスチックの資源循環の推進などを盛り込んだ「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を行うとともに、府城市町村、業界団体等にも宣言を呼びかけ、海洋プラスチックごみ等の削減に向けて取り組んでいる。 G20大阪サミットでは、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、地元大阪としても率先して海洋プラスチックごみの対策を推進するため、2021年3月に策定した「おおさか海ごみゼロプラン」に則り、海洋ごみの回収等とあわせて、プラスチックごみの発生抑制に資する啓発取組を実施するための事業費の市町村への補助を実施する。 令和2年度実績： 泉大津市（海洋ごみについて知ろう！ スポGOMI大会 inいずみおおつの実施） 八尾市（海洋ごみ発生抑制のためのプラスチックごみゼロに向けた啓発事業の実施） 貝塚市（貝塚市海洋プラスチックごみ対策推進事業の実施） 〔根拠法令等：海岸漂着物処理推進法・大阪府市町村等海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金交付要綱〕	1,574	1,709	環境農 林水産 部	環境管 理室 環境保 全課

4. 体系別事業一覧

基本目標2 消費者の自立への支援

2. 持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の推進

事業名	概要	予算：千円		所管課																			
		R2最終	R3当初	部	室課名																		
大阪エコ農業総合推進対策事業	「大阪エコ農業推進基本方針」に基づき、農業の持つ物質循環機能を活かし、農業の環境への負荷軽減を図りながら、府民が求める安心な農産物の生産を推進するとともに、地域環境の保全に寄与する。	21,804	53,358	環境農林水産部	農政室推進課																		
大阪産（もん）ブランド化の推進	豊かな府民生活の実現に向け、農林水産業者と食品関連事業者等と連携し、大阪産（もん）のブランド力向上と率先購入の機会拡大を図る。 ・大阪産（もん）全国魅力発信事業 大阪産（もん）の認知度向上と利用・消費の拡大に向け、大阪産（もん）PR大使による発信や量販店等での大阪産（もん）PR販売等を行う。購買力・発信力の高い首都圏への販売拡大に向け東京でのPR販売を行い、消費拡大とともに販売機会の拡大を図る。	538	2,600	環境農林水産部	流通対策室																		
食品ロス削減対策検討事業	食品製造業者、食品卸売・小売業者、外食事業者、消費者、行政等による「食品ロス削減ネットワーク懇話会」を設置し、商慣習の見直しや食べ残しの持ち帰りなど、流通全体で具体的な取組みを展開し、食品ロス削減を目指す。	3345	2005	環境農林水産部	流通対策室																		
消費者行動促進支援事業	食品ロス削減に向けた府民の自発的な行動につなげるため、教育現場等で活用できる食品ロス削減の教材ツールを掲載したポータルサイト（デジタルコンテンツ）を作成する。	0 (休止事業)	3,020	環境農林水産部	流通対策室																		
府内の福祉施設で働く障がい者が生産する製品の認知度向上	府内の福祉施設で働く障がい者が生産する製品の付加価値や社会的認知度を高め、販路拡大に向けた取組みを推進することにより、障がい者に支払われる工賃の向上を推進する。 ・「こさえたん」ロゴマーク使用承認制度 就労継続支援B型事業所等が生産する製品の愛称「こさえたん」とロゴマークを制定し、基準を満たした事業所等に使用を承認 ⇒承認件数 164件(R3.8時点) ・「福祉のコンビニ こさえたん」 大阪府庁舎内（別館1階）に就労継続支援B型事業所等が生産する製品を販売するアンテナショップを設置し、販売機会等を確保 ⇒売上額 9,738千円、イベント出店回数 7回(23日) (R2実績) ・こさえたんサポーター登録制度 障がい者の「働く」ことを応援 ⇒サポーター登録者数 1,344人(R3.7時点)、メルマガ発行回数 61回(R 3.7時点)	23,866	27,041	福祉部	障がい福祉室自立支援課																		
消費者フェアの実施（エシカル消費の推進を含む） （再掲）	行政、事業者団体、消費者団体等が連携して、府民に消費生活に関する情報をわかりやすく提供する府民参加型イベントを開催する。 ＜令和元年度実績＞ 府内消費者団体等の参加・協力を得て、広く府民が参加するイベントを会場とウェブで開催した。 <table><tr><td colspan="3">テーマ：楽しく学ぼう！大阪府消費者フェア2020～新しい生活様式とエシカル消費～</td></tr><tr><td colspan="3">期 間：(会場) R2.11.7 (ウェブ) R3.11.7～11.30</td></tr><tr><td colspan="3">ところ：大阪府咲洲庁舎1階 フェスバ</td></tr><tr><td colspan="3">参加延人数（閲覧延件数）：(会場) 971人 (ウェブ) 971回</td></tr><tr><td>とき</td><td>内容</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>(会場) R2.11.7 (ウェブ) R3.11.7～11.30</td><td>(会場) クイズ、パネル展示、リーフレット配布など (ウェブ) 消費者団体の活動紹介、環境に配慮した小物などの製作プロセスを動画や写真で配信</td><td>(会場) 971人 (ウェブ) 971回</td></tr></table>	テーマ：楽しく学ぼう！大阪府消費者フェア2020～新しい生活様式とエシカル消費～			期 間：(会場) R2.11.7 (ウェブ) R3.11.7～11.30			ところ：大阪府咲洲庁舎1階 フェスバ			参加延人数（閲覧延件数）：(会場) 971人 (ウェブ) 971回			とき	内容	参加者数	(会場) R2.11.7 (ウェブ) R3.11.7～11.30	(会場) クイズ、パネル展示、リーフレット配布など (ウェブ) 消費者団体の活動紹介、環境に配慮した小物などの製作プロセスを動画や写真で配信	(会場) 971人 (ウェブ) 971回	6,413	3,965	府民文化部	消費生活センター
テーマ：楽しく学ぼう！大阪府消費者フェア2020～新しい生活様式とエシカル消費～																							
期 間：(会場) R2.11.7 (ウェブ) R3.11.7～11.30																							
ところ：大阪府咲洲庁舎1階 フェスバ																							
参加延人数（閲覧延件数）：(会場) 971人 (ウェブ) 971回																							
とき	内容	参加者数																					
(会場) R2.11.7 (ウェブ) R3.11.7～11.30	(会場) クイズ、パネル展示、リーフレット配布など (ウェブ) 消費者団体の活動紹介、環境に配慮した小物などの製作プロセスを動画や写真で配信	(会場) 971人 (ウェブ) 971回																					

4. 体系別事業一覧
基本目標2 消費者の自立への支援
3. 高齢者、障がい者等への支援

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
高齢者等の見守り者対象の講座の実施	高齢者等をサポートする見守り・支援者向けに出前講座等を実施する。 ＜令和2年度実績＞ ・実施回数 2回 ・受講者数 62人	2,245	2,245	府民文化局	消費生活センター
消費のサポーター養成・更新講座（再掲）	高齢者の消費者被害の未然防止、拡大防止に関する最新の情報提供等を行う「消費のサポーター」養成講座を実施する。また、すでに消費のサポーターとして登録しているボランティアに対し、専門的な知識の維持と更新を図る更新講座を実施する。 ＜令和2年度実績＞令和3年4月1日現在登録者数160名 ・消費のサポーター養成講座（新規） 実施回数1回 受講者数 24人 ・消費のサポーター更新講座（更新） 実施回数3回 受講者数 136人	5,180	5,180	府民文化局	消費生活センター
高齢者向け「消費者問題ミニ講座」への講師派遣（再掲）	地域での高齢者の集まりに、悪質商法とその対策、被害に遭わないための注意点などの情報提供を行うボランティアである消費のサポーターの養成し、派遣を支援することにより、高齢者の消費者被害の未然防止を図る。 ＜令和2年度実績＞令和3年4月1日現在登録者数160名 ・ミニ講座実施回数 15回 ・ミニ講座受講者数 307人				
消費生活情報の提供（再掲）	消費者が自主的、合理的に商品や役務を選択し、安全・安心な消費生活を営むうえで役立つ各種情報を随時提供するため、報道機関、市町村、各種団体等各方面へ情報提供を行うほか、消費者向けの総合情報として大阪市と共同で「くらしすと」を配信する。 ＜令和2年度実績＞ (1)消費生活情報「くらしすと」（府市共同作成） 年4回配信 (2)メールマガジンの発行 毎月1回及び随時配信 アドレス登録数 1,041件（R3.3.31現在） (3)消費者啓発資料の作成 ①「あまーい誘いにご用心！」 90,000部（R2年度版） ②「どうする？君なら」 90,000部（R2年度版） ③「府内消費生活相談窓口」 5,000部 ④「撃退！悪質商法」 3,000部 ⑤「くらしすと」（点字啓発資料） 200部×4回 ⑥「消費生活センターからのお知らせ」（府政だより抜き刷り） 50,000部 (4)府政だより（10月号に特集記事掲載） 発行部数：約246万部 (5)その他の情報提供 ・報道機関、市町村、各種団体からの照会や取材に対応 〔根拠法令等：大阪府消費者保護条例、大阪府消費生活センター設置条例〕	0 10,000 ...	0 10,000 ...	府民文化局	消費生活センター
事業者等と連携した高齢者、障がい者などへの見守り強化	財務部、福祉部、府警本部等と連携し、「大阪府包括連携協定」や「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」を締結した事業者等の協力を得て、事業者による高齢消費者の見守り強化を行う。また、民生委員、CSW等福祉関係者等の見守り者を対象とした説明会等の場において啓発資料を配付し、高齢者、障がい者の見守りポイント等についての情報提供等を行う。 ＜令和2年度実績＞ ・福祉関係者向け「みんなの力で助け隊」（見守り者向けハンドブック）作成 12,000部 ・事業者版「みんなの力で助け隊」（見守り者向けハンドブック）作成 30,000部	2,120	2,120	府民文化局	消費生活センター

4. 体系別事業一覧
基本目標2 消費者の自立への支援
3. 高齢者、障がい者等への支援

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
「高齢者・障がい者等の消費者被害に関する連絡会」の開催	府と大阪市の消費者行政と高齢者や障がい者に関する福祉行政の担当課（所）による連絡会を開催し、高齢者や障がい者等の消費者被害の未然防止や拡大防止のための情報交換を行うとともに、啓発や研修その他連携して取り組むべき対策を検討する。	...	...	府民文化部	消費生活センター
特殊詐欺等被害防止に向けた広報啓発活動	大阪府警本部と連携し、啓発冊子・リーフレット等に特殊詐欺防止に係る記事を掲載する。 府政だよりでの広報 10月号に高齢者特集号掲載	10,000	10,000	府民文化部	消費生活センター
	特殊詐欺被害を防ぐためには、高齢者の防犯意識の向上及び地域一体となった被害防止の機運の醸成が急務であり、本事業においては、高齢者を対象とした防犯教室、キャンペーン等において配付する啓発用物品を作成し、啓発効果を高めるとともに、自治体、事業者、地域住民に対する広報活動や個別防犯活動において配付するチラシを作成して高齢者のみならず地域全体の防犯意識の向上を図り、さらには、警察署、金融機関、事業所等に掲示するポスターを作成して、これらの施策では行き届かない人々に対する補完的な広報を行う。 本事業においては、大阪府消費生活センターと連携することで、より幅広く効果的な広報啓発活動を行う。	999	999	警察本部生活安全部	府民安全対策課
地域権利擁護総合推進事業	認知症・知的障がい・精神障がい等により、判断能力が十分でない方の権利と財産を守るために、地域で相談を受けている関係機関等を対象として、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会を通じて、相談支援事業を実施する。 (1) 権利擁護に係る相談支援事業 (内容)・電話相談：月曜日～金曜日 午前10時～午後4時 ・専門相談：弁護士・社会福祉士による面接相談 毎週木曜日（予約制）午後1時～午後2時30分～ など	30,574	35,104	福祉部	地域福祉推進室地域福祉課
日常生活自立支援事業	認知症・知的障がい・精神障がい者等の判断能力が不十分な方の権利擁護を図るため、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う社会福祉法人大阪府社会福祉協議会に対して補助を行う。 (内容)・福祉サービスの利用援助 ・日常的な金銭管理サービス など 〔根拠法令等：日常生活自立支援事業費補助金交付要綱〕	301,569	314,182	福祉部	地域福祉推進室地域福祉課
福祉サービスに関する苦情解決	福祉サービスに関する苦情を解決するための相談、助言、事情調査又はあっせん等を行う社会福祉法人大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会の取組みを支援する。	11,470	11,470	福祉部	地域福祉推進室地域福祉課

4. 体系別事業一覧
基本目標2 消費者の自立への支援
3. 高齢者、障がい者等への支援

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
障がい福祉サービスに関する相談・苦情解決のための体制づくり	障害者総合支援法、児童福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法のもとで、利用者が安心してサービスを利用できるよう、これらの利用者等からの相談・苦情が円滑に解決される必要がある。 大阪府においても、指定した事業者のサービスの質を確保するため、指定事業者・施設に対し、集団指導や実地指導等の指導監督を行う。また、喀痰吸引に係る研修機関・事業者の登録及び指導監督を行う。 〔根拠法令等：障害者総合支援法、児童福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法〕	3,495	7,134	福祉部	障がい福祉室生活基盤推進課
介護保険制度における相談・苦情解決体制の推進	(1) 介護保険苦情処理体制の整備運営 大阪府国民健康保険団体連合会が迅速かつ適切に苦情に対応し、公平・中立な立場から苦情処理を行えるようにするため、同連合会が行う苦情処理体制の整備及びその運営に要する経費に対し補助を行う。	9,228	7,886	福祉部	高齢介護室支援課・介護事業者課
	(2) 介護保険制度における指定介護保険施設や指定居宅サービス事業者等に対する指導・監査 介護保険制度により提供される施設サービスや居宅サービスの質を確保するため、毎年度集団指導の開催や施設・事業所の実地指導を行っている。実地指導では、法令遵守並びに利用者の立場に立った適正なサービスの提供について指導を行い、不正事案等が確認されれば監査を実施するなど、厳正な指導監督を行う。	4,231	5,178		
圧着はがきの郵送による広報啓発活動費（特殊詐欺対策）	警察が捜査の過程で入手した名簿を活用して、名簿登載者に対し、圧着はがきを送付して注意喚起を実施し、特殊詐欺被害の未然防止を図る（郵送件数 25,000件）。	1,927	1,927	警察本部生活安全部	府民安全対策課
「おおさか特殊詐欺被害防止コールセンター」の開設	特殊詐欺被害未然防止対策として、入手名簿及びN T T電話帳の掲載者に架電して特殊詐欺の犯行手口の情報提供と被害防止の注意喚起を行う（架電件数 64,000件以上）	14,850	14,982	警察本部生活安全部	府民安全対策課
市町村消費者行政職員等研修会の実施（再掲一部抜粋）	市町村職員等を対象に、消費者行政（消費者教育）の推進にあたって必要な知識を習得するための研修を実施する。研修会においては府内市町村の消費者安全確保地域協議会の設置を促すため、市町村の消費者行政担当職員が協議会設置の事例やその運用方法等について学ぶ機会を設けている。 <令和2年度実績> 1回実施	-	...	府民文化部	消費生活センター
消費のサポーター事業における地域安全センターとの連携（再掲）	地域安全センターにおいて開催される警察の防犯教室と、「消費のサポーター」ミニ講座の共同開催に向け、警察、消費生活センター双方が互いに情報提供を行う。 <令和元2年度共同開催実績> 新型コロナウイルス感染防止のため実施せず。 (ミニ講座実施回数 15回)	-	-	府民文化部政策企画部	消費生活センター治安対策課

4. 体系別事業一覧
基本目標3 消費者教育の推進
1. 消費者教育推進の基本的な方向

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
		※令和2年度該当事業なし			

4. 体系別事業一覧

基本目標3 消費者教育の推進

2. ライフステージに応じた多様な場における消費者教育の推進

(1) 学校(小学校・中学校・高等学校・支援学校等)等における消費者教育

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
消費者教育講師派遣（再掲）	消費者問題について、学習を希望するテーマに応じた講師を派遣し、消費者グループや学生等に学習機会や教育を提供する。 ＜令和2年度実績＞ 開催回数：10回、参加者数：617人	1,768	1,768	府民文化庁	消費生活センター
消費者教育教材活用推進	・府立高校3校を「大阪府消費者教育推進モデル校」に指定し、学校現場において消費者教育教材を活用したモデル授業を実施する。その成果を事例集として取りまとめ発信する。 ・教材を活用した授業を実施するために教職員向けに研修を実施する。 ・消費生活相談員等の実務経験者を講師として派遣する。 ＜令和2年度実績＞ ・大阪府消費者教育推進モデル校 府立高校1校 府立支援学校1校 ・モデル授業 2授業 ・実践事例集作成 ・モデル授業をもとにした教職員向け消費者教育教材作成 ・教員向け研修回数1回 受講者数 9人 ・消費生活相談員など実務経験者を外部講師として派遣回数7回 672人	4,136	3,097	府民文化庁	消費生活センター
若者向け啓発資料の作成	若者向け啓発リーフレットを作成し消費者教育教材を提供する ＜令和2年度実績＞ (1) 中学生向け啓発リーフレット ・若者向け啓発資料「消費ってな～に？」を府内の中学校に配布 (2) 高校生向け啓発リーフレット ・若者向け啓発資料「あまい誘いにご用心！」を府内の高校に配布 ・若者向け集中啓発資料「2022年4月から18歳で契約ができるようになります！」を府内の高校に配布 若者向け消費者教育教材「インターネットはいろいろなトラブルとつながっている」（ウェブサイトにて公開） 〔根拠法令等：大阪府消費者保護条例、大阪府消費生活センター設置条例〕	2,210 1698	2,284 ...		
成年年齢引下げに伴う集中啓発事業	契約、お金の使い方、消費者市民社会の構築を重点的に、若者が陥りやすいトラブルを図式化して解説したリーフレットを作成して府内全高校1年生等に配付し、消費者教育授業の補助資料として活用を図る。 ＜令和2年度実績＞ ・リーフレット作成部数 11万枚	2,670	2,538	府民文化庁	消費生活センター
若者向けウェブサイトの運営（再掲）	小学校高学年から20歳代前半くらいの若者を対象にしたウェブサイトを活用し、インターネットトラブルを中心とした若者の消費者被害の未然防止を図る。 ホームページ「インターネットは、いろいろなトラブルともつながっている。」について、平成29年度からスマホで見ることができるよう、改良を行った。また、運営経費の財源としていた消費者庁の地方消費者行政強化交付金の活用年限が終了することから、令和3年度からは消費生活センターHPで運用するため、HP内に「大阪府 若者向け消費者教育情報サイト」を作成し、移行した。 ＜令和2年度実績＞ アクセス件数2,845件（うちスマホ785件）	1,698	...	府民文化庁	消費生活センター

4. 体系別事業一覧

基本目標3 消費者教育の推進

2. ライフステージに応じた多様な場における消費者教育の推進

(1) 学校(小学校・中学校・高等学校・支援学校等)等における消費者教育

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
夏休み若者向け特別啓発事業	夏休みに、若者（対象：主に高校生）が陥りやすいトラブルを防止するための啓発イベントを開催する。 <令和2年度実績> 若者（対象：主に高校生）に多い消費者被害をテーマに取り上げ、夏休み期間を利用して啓発イベントを実施した。	1,019	1,838	府民文化	消費生活センター
大阪の子どもを守るネット対策事業（再掲）	社会経験も浅く、判断能力が未熟な青少年が、スマートフォンや携帯ゲーム機等のネット機器利用によって、犯罪やトラブルの被害に遭わないために、青少年自身に適切なインターネットの使い方を考えさせる機会（OSAKAスマホサミットの開催等）を提供することでネットリテラシーの向上を図る。 併せて、青少年を指導する教職員やPTA等を対象に民間事業者を講師として派遣し具体的なトラブル事例やその回避策についての研修を実施する。また、児童生徒を対象にした大学生講師による出前講座を行う。 [根拠法令等：青少年を取り巻く有害環境対策の推進委託要項]	1,003	1,643	政策企画	青少年・地域安全室青少年課
住まい・まちづくり教育の普及	公民連携による大阪府住まい・まちづくり教育普及協議会において、子どもたちに「住まい」について考える機会を持たせ、次世代の豊かな住まいづくりを担う子どもたちを通じて、家庭や地域全体として「住まい」について考え、生活意識を高めていくために、小学生や中学校教師を対象とした出前講座等を実施する。 ※令和2年度は新型コロナウイルスの影響により中止	...	...	住宅まちづくり部	居住企画課
学習指導要領に基づく消費者教育	学習指導要領による教育指導を行う。 （具体的取組例） [小学5・6年（家庭科）] 物や金銭の大切さ、計画的な使い方を学ぶ など [中学（社会科：公民）] 金融の仕組みや働き、消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を学ぶ など [中学（技術・家庭科）] 自分や家族の消費生活への関心、消費者の基本的な権利と責任、生活に必要な物資・サービスの適切な選択を学ぶ など [高等学校（家庭科）] 消費者の基本的な権利と責任、消費行動における意思決定や契約の重要性、消費者保護の仕組み等を学ぶ など [高等学校（公民科）] 個人や企業など、それぞれの経済主体が果たす役割や責任から経済活動の意義や目的等を学ぶ など [支援学校] ・一人ひとりの教育的ニーズに応じ、各支援学校において多様な取組を実施（商品等の安全、生活の管理と契約 など）	...	...	教育庁	教育振興室高等学校課 教育振興室支援教育課 市町村教育室小中学校課
「大阪府金融広報委員会」との連携	金融・金銭教育研究校は大阪府金融広報委員会との連携のもと金融・金銭教育に係る実践を行う。	...	...	教育庁	教育振興室高等学校課 市町村教育室小中学校課

4. 体系別事業一覧

基本目標3 消費者教育の推進

2. ライフステージに応じた多様な場における消費者教育の推進

(2)大学等における消費者教育

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
大学生期における消費者教育	消費者市民社会の実現に向け積極的に活動を行うことができる力を持つ消費者教育学生ボランティアを育成し、主体的な活動を促進する。 ＜令和2年度実績＞ 消費者教育学生リーダー10名認定	3,809	4,614	府民文化部	消費生活センター

4. 体系別事業一覧

基本目標3 消費者教育の推進

2. ライフステージに応じた多様な場における消費者教育の推進

(3) 地域における消費者教育

事業名	概要	予算：千円		所管課																			
		R2最終	R3当初	部	室課名																		
消費のサポーター養成・更新講座（再掲）	高齢者の消費者被害の未然防止、拡大防止に関する最新の情報提供等を行う「消費のサポーター」養成講座を実施する。また、すでに消費のサポーターとして登録しているボランティアに対し、専門的な知識の維持と更新を図る更新講座を実施する。 ＜令和2年度実績＞令和3年4月1日現在登録者数160名 ・消費のサポーター養成講座（新規） 実施回数1回 受講者数 24人 ・消費のサポーター更新講座（更新） 実施回数3回 受講者数 136人	5,180	5,180	府民文化部	消費生活センター																		
高齢者向け「消費者問題ミニ講座」への講師派遣（再掲）	地域での高齢者の集まりに、悪質商法とその対策、被害に遭わないための注意点などの情報提供を行うボランティアである消費のサポーターの養成し、派遣を支援することにより、高齢者の消費者被害の未然防止を図る。 ＜令和2年度実績＞令和3年4月1日現在登録者数160名 ・ミニ講座実施回数 15回 ・ミニ講座受講者数 307人																						
金銭教育の普及等	府民の健全かつ計画的な家計運営及び金融知識の重要性に対する意識の向上のために資するため、「大阪府金融広報委員会」との連携のもと、生活設計の勧奨、金銭教育の普及等、金融広報に係る事務を行う	747	747	府民文化部	消費生活センター																		
消費者フェアの実施（再掲）	行政、事業者団体、消費者団体等が連携して、府民に消費生活に関する情報をわかりやすく提供する府民参加型イベントを開催する。 ＜令和元年度実績＞ 府内消費者団体等の参加・協力を得て、広く府民が参加するイベントを会場とウェブで開催した。 <table border="1"><tr><td colspan="3">テーマ：楽しく学ぼう！大阪府消費者フェア 2020～新しい生活様式とエシカル消費～</td></tr><tr><td colspan="3">期 間：（会場）R2.11.7 （ウェブ）R3.11.7～11.30</td></tr><tr><td colspan="3">ところ：大阪府咲洲庁舎 1階 フェスパ</td></tr><tr><td colspan="3">参加延人数（閲覧延件数）：（会場）971人 （ウェブ）971回</td></tr><tr><td>とき</td><td>内容</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>（会場） R2.11.7 （ウェブ） R3.11.7～ 11.30</td><td>（会場）クイズ、パネル展示、リーフレット配布など （ウェブ）消費者団体の活動紹介、環境に配慮した小物などの製作プロセスを動画や写真で配信</td><td>（会場） 971人 （ウェブ） 971回</td></tr></table>	テーマ：楽しく学ぼう！大阪府消費者フェア 2020～新しい生活様式とエシカル消費～			期 間：（会場）R2.11.7 （ウェブ）R3.11.7～11.30			ところ：大阪府咲洲庁舎 1階 フェスパ			参加延人数（閲覧延件数）：（会場）971人 （ウェブ）971回			とき	内容	参加者数	（会場） R2.11.7 （ウェブ） R3.11.7～ 11.30	（会場）クイズ、パネル展示、リーフレット配布など （ウェブ）消費者団体の活動紹介、環境に配慮した小物などの製作プロセスを動画や写真で配信	（会場） 971人 （ウェブ） 971回	6,413	3,965	府民文化部	消費生活センター
テーマ：楽しく学ぼう！大阪府消費者フェア 2020～新しい生活様式とエシカル消費～																							
期 間：（会場）R2.11.7 （ウェブ）R3.11.7～11.30																							
ところ：大阪府咲洲庁舎 1階 フェスパ																							
参加延人数（閲覧延件数）：（会場）971人 （ウェブ）971回																							
とき	内容	参加者数																					
（会場） R2.11.7 （ウェブ） R3.11.7～ 11.30	（会場）クイズ、パネル展示、リーフレット配布など （ウェブ）消費者団体の活動紹介、環境に配慮した小物などの製作プロセスを動画や写真で配信	（会場） 971人 （ウェブ） 971回																					
消費者教育講師派遣（再掲）	消費者問題について、学習を希望するテーマに応じた講師を派遣し、消費者グループや学生等に学習機会や教育を提供する。 ＜令和2年度実績＞ 開催回数：10回、参加者数：617人	1,768	1,768	府民文化部	消費生活センター																		
消費のサポーター事業における地域安全センターとの連携（再掲）	地域安全センターにおいて開催される警察の防犯教室と、「消費のサポーター」ミニ講座の共同開催に向け、警察、消費生活センター双方が互いに情報提供を行う。 ＜令和2年度共同開催実績＞ 新型コロナ感染防止のため実施せず。 （ミニ講座実施回数 15回）	-	-	政策企画部 府民文化部	治安対策課 消費生活センター																		

4. 体系別事業一覧

基本目標3 消費者教育の推進

2. ライフステージに応じた多様な場における消費者教育の推進

(4) 家庭等における消費者教育

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
社会教育施設等への情報提供及び教材等の貸し出し	地域の公民館や図書館などの社会教育施設、児童養護施設及びPTA活動において消費者教育に関わる取組みが推進されるように情報提供や教材等の貸出しを支援している。	...	...	府民文化部	消費生活センター
		...	...	教育庁	市町村教育室 地域教育振興課
高齢者等の見守り者対象の講座の実施（再掲）	高齢者等をサポートする見守り・支援者向けに出前講座等を実施する。 ＜令和2年度実績＞ ・実施回数 2回 ・受講者数 62人	2,245	2,245	府民文化部	消費生活センター
消費生活情報の提供（抜粋、再掲）	消費者が自主的、合理的に商品や役務を選択し、安全・安心な消費生活を営むうえで役立つ各種情報を随時提供する。 府政だより（10月号に特集記事掲載） 発行部数：約246万部	10,000	10,000	府民文化部	消費生活センター
消費者教育講師派遣（再掲）	消費者問題について、学習を希望するテーマに応じた講師を派遣し、消費者グループや学生等に学習機会や教育を提供する。 ＜令和2年度実績＞ 開催回数：10回、参加者数：617人	1,768	1,768	府民文化部	消費生活センター

4. 体系別事業一覧

基本目標3 消費者教育の推進

2. ライフステージに応じた多様な場における消費者教育の推進

(5) 職域における消費者教育

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
事業者等と連携した見守り強化（再掲）	財務部、福祉部、府警本部等と連携し、「大阪府包括連携協定」や「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」を締結した事業者等の協力を得て、事業者による高齢消費者の見守り強化を行う。また、民生委員、CSW等福祉関係者等の見守り者を対象とした説明会等の場において啓発資料を配付し、高齢者、障がい者の見守りポイント等についての情報提供等を行う。 ＜令和2年度実績＞ ・福祉関係者向け「みんなの力で助け隊」（見守り者向けハンドブック）作成 12,000部 ・事業者版「みんなの力で助け隊」（見守り者向けハンドブック）作成 30,000部	2,120	2,120	府民文化部	消費生活センター

4. 体系別事業一覧

基本目標3 消費者教育の推進

2. ライフステージに応じた多様な場における消費者教育の推進

(6) 消費者教育拠点としての消費生活センターの活用

事業名	概 要	予算：千円		所 管 課																			
		R2最終	R3当初	部	室課名																		
消費生活情報の提供（再掲）	消費者が自主的、合理的に商品や役務を選択し、安全・安心な消費生活を営むうえで役立つ各種情報を随時提供するため、報道機関、市町村、各種団体等各方面へ情報提供を行うほか、消費者向けの総合情報として大阪市と共同で「くらしすと」を配信する。 <令和2年度実績> (1)消費生活情報「くらしすと」（府市共同作成） 年4回配信 (2)メールマガジンの発行 毎月1回及び随時配信 アドレス登録数 1,041件（R3.3.31現在） (3)消費者啓発資料の作成 ①「あまーい誘いにご用心！」 90,000部（R2年度版） ②「どうする？君なら」 90,000部（R2年度版） ③「府内消費生活相談窓口」 5,000部 ④「撃退！悪質商法」 3,000部 ⑤「くらしすと」（点字啓発資料） 200部×4回 ⑥「消費生活センターからのお知らせ」（府政だより抜き刷り）50,000部 (4)府政だより（10月号に特集記事掲載） 発行部数：約246万部 (5)その他の情報提供 ・報道機関、市町村、各種団体からの照会や取材に対応 〔根拠法令等：大阪府消費者保護条例、大阪府消費生活センター設置条例〕	0	0	府民文化局	消費生活センター																		
		...	...																				
		10,000	10,000																				
		...	...																				
消費者フェアの実施（再掲）	行政、事業者団体、消費者団体等が連携して、府民に消費生活に関する情報をわかりやすく提供する府民参加型イベントを開催する。 <令和元年度実績> 府内消費者団体等の参加・協力を得て、広く府民が参加するイベントを会場とウェブで開催した。 <table><tr><td colspan="3">テーマ：楽しく学ぼう！大阪府消費者フェア2020～新しい生活様式とエシカル消費～</td></tr><tr><td colspan="3">期 間：（会場）R2.11.7 （ウェブ）R3.11.7～11.30</td></tr><tr><td colspan="3">と ころ：大阪府咲洲庁舎1階 フェスバ</td></tr><tr><td colspan="3">参加延人数（閲覧延件数）：（会場）971人 （ウェブ）971回</td></tr><tr><td>とき</td><td>内容</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>（会 場） R2.11.7 （ウェブ） R3.11.7 ～ 11.30</td><td>（会場）クイズ、パネル展示、リーフレット配布など （ウェブ）消費者団体の活動紹介、環境に配慮した小物などの製作プロセスを動画や写真で配信</td><td>（会場） 971人 （ウェブ） 971回</td></tr></table>	テーマ：楽しく学ぼう！大阪府消費者フェア2020～新しい生活様式とエシカル消費～			期 間：（会場）R2.11.7 （ウェブ）R3.11.7～11.30			と ころ：大阪府咲洲庁舎1階 フェスバ			参加延人数（閲覧延件数）：（会場）971人 （ウェブ）971回			とき	内容	参加者数	（会 場） R2.11.7 （ウェブ） R3.11.7 ～ 11.30	（会場）クイズ、パネル展示、リーフレット配布など （ウェブ）消費者団体の活動紹介、環境に配慮した小物などの製作プロセスを動画や写真で配信	（会場） 971人 （ウェブ） 971回	6,413	3,965	府民文化局	消費生活センター
テーマ：楽しく学ぼう！大阪府消費者フェア2020～新しい生活様式とエシカル消費～																							
期 間：（会場）R2.11.7 （ウェブ）R3.11.7～11.30																							
と ころ：大阪府咲洲庁舎1階 フェスバ																							
参加延人数（閲覧延件数）：（会場）971人 （ウェブ）971回																							
とき	内容	参加者数																					
（会 場） R2.11.7 （ウェブ） R3.11.7 ～ 11.30	（会場）クイズ、パネル展示、リーフレット配布など （ウェブ）消費者団体の活動紹介、環境に配慮した小物などの製作プロセスを動画や写真で配信	（会場） 971人 （ウェブ） 971回																					
総合案内の運営及び消費者啓発事業の実施（府市連携事業）（再掲）	消費生活に関する情報を消費者に効果的に提供するため、大阪市消費者センターと共同で「くらしの広場・エル」の総合案内を運営する。また、消費生活に関する専門図書や啓発用ビデオ・DVDを開架し、利用者への閲覧、貸出を行う。 <内容> (1)専門資料コーナー：消費生活に関係ある各種情報を収集整理し、消費者、市町村、学校、マスコミ等の利用に供し、利用者の相談に応じるとともに、センター事業の推進に活用する。 (2)ビデオライブラリー：消費者啓発用ビデオテープを購入し、消費者団体等の利用に供する。 <令和2年度実績> 来場者数：7,082人 DVD貸出数：17件 51本	1,132	1,132	府民文化局	消費生活センター																		

4. 体系別事業一覧

基本目標3 消費者教育の推進

3. 消費者教育の担い手の育成と活用

(1) 小学校・中学校・高等学校・支援学校等における教職員

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
消費者教育教材活用推進 (再掲)	・府立高校3校を「大阪府消費者教育推進モデル校」に指定し、学校現場において消費者教育教材を活用したモデル授業を実施する。その成果を事例集として取りまとめ発信する。 ・教材を活用した授業を実施するために教職員向けに研修を実施する。 ・消費生活相談員等の実務経験者を講師として派遣する。 <令和2年度実績> ・大阪府消費者教育推進モデル校 府立高校1校 府立支援学校1校 ・モデル授業 2授業 ・実践事例集作成 ・モデル授業をもとにした教職員向け消費者教育教材作成 ・教員向け研修回数1回 受講者数 9人 ・消費生活相談員など実務経験者を外部講師として派遣回数7回 672人	4,136	3,097	府民文化部	消費生活センター
学校教員の消費者教育研修の実施	高等学校10年経験者研修(第2回)の授業づくりにおいて、成年年齢引き下げに伴い高校における消費者教育の重要性が高まっていること、また公民科・家庭科だけでなく教科横断で消費者教育に取り組むことができることを取り上げている。 学校教育における消費者教育の充実及び教員の消費者問題についての知識向上を図るため、小・中・義務教育学校・高等学校及び支援学校の担当教員を対象に「社会・地理歴史・公民」教育課題研修、消費者教育研修を実施している。(コロナウイルス感染拡大防止のため、「社会・地理歴史・公民」教育課題研修は中止、消費者教育研修は資料配付) 小学校「家庭」授業づくり研修、中・高等学校「家庭」授業力向上研修において、講座内容の一部で、衣生活・住生活・食生活等との関連を図りながら、消費者教育を取り入れている。	...	...	教育庁	教育センター

4. 体系別事業一覧

基本目標3 消費者教育の推進

3. 消費者教育の担い手の育成と活用

(2)消費生活相談員等

事業名	概要	予算：千円		所管課																	
		R2最終	R3当初	部	室課名																
中核的センター機能充実強化研修（再掲）	府域の中核的センターとして、「指定消費生活相談員導入」に伴い中核的センター機能の強化を図り、府消費生活相談窓口の専門性を強化するとともに支援技術等の向上を図ることにより、府全体としての問題解決能力向上を図る。 ＜令和2年度実績＞ ・実施回数 8回 ・参加人数 90名	1,301	1,301	府民文化部	消費生活センター																
市町村相談員総括者研修（再掲）	市町村消費生活相談窓口における問題解決能力の向上を目指し、困難事案の対応において府センターとのパイプ役になる市町村の総括的立場にある相談員を対象に、専門的で高度な内容の研修を行うことにより、円滑かつ効果的に相談における府の支援の効果をあげ、より複雑化・多様化する相談事案の解決を図る。 ＜令和2年度実績＞ ・実施回数 19回 ・参加人数 190名	5,320	5,320	府民文化部	消費生活センター																
市町村消費者行政職員等研修会の実施	市町村職員等を対象に、消費者行政（消費者教育）の推進にあたって必要な知識を習得するための研修を実施する。 ＜令和2年度実績＞ <table border="1"><thead><tr><th>実施日</th><th>内容</th><th>講師</th><th>受講者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>R2.6.19</td><td>「地方消費者行政の充実・強化に向けて」</td><td>消費者庁 地方協力課 課長補佐 成澤 優拓氏 消費者庁 消費者行政新未来創造オフィス 元本 里達氏</td><td>40</td></tr><tr><td>R2.10.21</td><td>「高齢者の見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会を含む)の重要性について」</td><td>消費者庁 地方協力課 政策企画専門官 待鳥三津子氏</td><td>38</td></tr><tr><td>R3.2.25</td><td>簡易裁判所における民事手続の説明及び施設見学</td><td>大阪府高裁判所 調停係裁判官 藤田 氏 大阪府高裁判所 少額訴訟係裁判官 谷野 氏 大阪府高裁判所 調停委員 荒牧 氏 大阪府高裁判所 主任書記官 安田 氏 大阪府高裁判所 土庫書記官 津田 氏</td><td>12</td></tr></tbody></table>	実施日	内容	講師	受講者数	R2.6.19	「地方消費者行政の充実・強化に向けて」	消費者庁 地方協力課 課長補佐 成澤 優拓氏 消費者庁 消費者行政新未来創造オフィス 元本 里達氏	40	R2.10.21	「高齢者の見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会を含む)の重要性について」	消費者庁 地方協力課 政策企画専門官 待鳥三津子氏	38	R3.2.25	簡易裁判所における民事手続の説明及び施設見学	大阪府高裁判所 調停係裁判官 藤田 氏 大阪府高裁判所 少額訴訟係裁判官 谷野 氏 大阪府高裁判所 調停委員 荒牧 氏 大阪府高裁判所 主任書記官 安田 氏 大阪府高裁判所 土庫書記官 津田 氏	12	185	185	府民文化部	消費生活センター
実施日	内容	講師	受講者数																		
R2.6.19	「地方消費者行政の充実・強化に向けて」	消費者庁 地方協力課 課長補佐 成澤 優拓氏 消費者庁 消費者行政新未来創造オフィス 元本 里達氏	40																		
R2.10.21	「高齢者の見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会を含む)の重要性について」	消費者庁 地方協力課 政策企画専門官 待鳥三津子氏	38																		
R3.2.25	簡易裁判所における民事手続の説明及び施設見学	大阪府高裁判所 調停係裁判官 藤田 氏 大阪府高裁判所 少額訴訟係裁判官 谷野 氏 大阪府高裁判所 調停委員 荒牧 氏 大阪府高裁判所 主任書記官 安田 氏 大阪府高裁判所 土庫書記官 津田 氏	12																		
即戦力となる消費生活相談員の育成・コーディネート事業	府域における消費生活相談員の安定的な確保が出来る体制を整備するため、即戦力となる相談員の育成及び育成した相談員と相談員を募集する市町村とのコーディネートを行う事業を実施する。 ＜令和3年4月～8月実績＞ ○育成研修実施中 受講者 9名	—	1,998	府民文化部	消費生活センター																

4. 体系別事業一覧
 基本目標3 消費者教育の推進
 3. 消費者教育の担い手の育成と活用
 (3)実務経験者等

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
※令和2年度該当事業なし					

4. 体系別事業一覧

基本目標3 消費者教育の推進

3. 消費者教育の担い手の育成と活用

(4) 地域における消費者教育の担い手

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
消費のサポーター養成・更新講座（再掲）	高齢者の消費者被害の未然防止、拡大防止に関する最新の情報提供等を行う「消費のサポーター」養成講座を実施する。また、すでに消費のサポーターとして登録しているボランティアに対し、専門的な知識の維持と更新を図る更新講座を実施する。 <令和2年度実績> 令和3年4月1日現在登録者数160名 - 消費のサポーター養成講座（新規） 実施回数1回 受講者数 24人 - 消費のサポーター更新講座（更新） 実施回数3回 受講者数 136人	5,180	5,180	府民文化局	消費生活センター
高齢者向け「消費者問題ミニ講座」への講師派遣（再掲）	地域での高齢者の集まりに、悪質商法とその対策、被害に遭わないための注意点などの情報提供を行うボランティアである消費のサポーターの養成し、派遣を支援することにより、高齢者の消費者被害の未然防止を図る。 <令和2年度実績> 令和3年4月1日現在登録者数160名 - ミニ講座実施回数 15回 - ミニ講座受講者数 307人				
高齢者等の見守り者対象の講座の実施（再掲）	高齢者等をサポートする見守り・支援者向けに出前講座等を実施する。 <令和2年度実績> - 実施回数 2回 - 受講者数 62人	2,245	2,245	府民文化局	消費生活センター
事業者等と連携した見守り強化（再掲）	財務部、福祉部、府警本部等と連携し、「大阪府包括連携協定」や「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」を締結した事業者等の協力を得て、事業者による高齢消費者の見守り強化を行う。また、民生委員、CSW等福祉関係者等の見守り者を対象とした説明会等の場において啓発資料を配付し、高齢者、障がい者の見守りポイント等についての情報提供等を行う。 <令和2年度実績> - 福祉関係者向け「みんなの力で助け隊」（見守り者向けハンドブック）作成 12,000部 - 事業者版「みんなの力で助け隊」（見守り者向けハンドブック）作成 30,000部	2,120	2,120	府民文化局	消費生活センター
大学生期における消費者教育（再掲）	消費者市民社会の実現に向け積極的に活動を行うことができる力を持つ消費者教育学生ボランティアを育成し、主体的な活動を促進する。 <令和2年度実績> 消費者教育学生リーダー10名認定	3,809	4,614	府民文化局	消費生活センター

4. 体系別事業一覧

基本目標3 消費者教育の推進

3. 消費者教育の担い手の育成と活用

(5) 消費者教育コーディネーター

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
国民生活センター研修の受講	国民生活センターが実施する担当職員等の研修会を受講する。 ＜令和2年度実績＞ 1. 研修会への出席 (1) 消費生活相談員研修（大阪府共催研修含む）	...	...	府民文化部	消費生活センター
消費者教育コーディネーターの活用	消費者教育教材活用推進（再掲）、消費者教育講師派遣（再掲）、成年年齢引下げに伴う集中啓発事業（再掲）、夏休み若者向け特別啓発事業（再掲）等の施策において、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐために間に立って調整する。	...	...	府民文化部	消費生活センター

4. 体系別事業一覧

基本目標4 消費生活相談体制の充実

1. 府の消費生活相談体制の充実・強化

(1) 高度で専門的な相談への対応力強化(相談員の育成・資質向上)

事業名	概要	予算：千円		所管課																																																						
		R2最終	R3当初	部	室課名																																																					
消費生活相談及び苦情処理	消費生活に関する消費者からの相談苦情の受付・処理を行う。 ＜相談体制＞ 期間： 月～金（年末年始・祝休日を除く） 9時～17時45分（受付は17時まで） 相談方法： 来所、電話、文書、電子メール 相談内容： 消費生活一般の相談・苦情 処理結果： 必要に応じ、関係行政機関へ連絡するとともに、マスコミ等への記事提供、ホームページ、消費生活情報「くらしすと」、メールマガジン等により府民に情報を提供する。 相談件数： 令和2年度実績8,922件 （内、苦情：8,301件、問合せ：621件） 〔根拠法令等：大阪府消費者保護条例、大阪府消費生活センター条例〕	43,075	43,075	府民文化部	消費生活センター																																																					
チャットボット運営事業（新規）	新型コロナウイルス感染症に関連した消費生活相談の相談ニーズの増加に備え、休日や夜間等の消費生活相談受付時間外でも、定型的な対応により消費者への情報提供を可能とし、消費生活相談の機会を充実させるため、24時間対応可能であるAIを活用したチャットボットを運営 ＜令和2年度実績（12月～3月実績）＞ 利用件数 735件	264	991																																																							
製品関連被害防止・救済のための商品テスト（再掲）	製品関連被害の未然・再発防止等安全確保の観点から商品のテストを行い、消費者の商品知識の向上を図る。 ＜令和2年度実績＞ ・消費生活相談及び苦情の処理に必要な鑑別テスト <table><tr><th rowspan="2">品目</th><th colspan="3">相談苦情テスト</th><th rowspan="2">技術相談件数</th></tr><tr><th>相談件数</th><th>商品点数</th><th>テスト数</th></tr><tr><td>被服品</td><td>4</td><td>25</td><td>116</td><td>40</td></tr><tr><td>クリーニング</td><td>3</td><td>5</td><td>37</td><td>22</td></tr><tr><td>住居品</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>62</td></tr><tr><td>教養娯楽品</td><td>2</td><td>15</td><td>140</td><td>31</td></tr><tr><td>保健衛生品</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>51</td></tr><tr><td>食料品</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>17</td></tr><tr><td>光熱水品</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>その他</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>13</td></tr><tr><td>計</td><td>9</td><td>45</td><td>293</td><td>238</td></tr></table> 〔根拠法令等：大阪府消費者保護条例、大阪府消費生活センター条例〕	品目	相談苦情テスト			技術相談件数	相談件数	商品点数	テスト数	被服品	4	25	116	40	クリーニング	3	5	37	22	住居品	0	0	0	62	教養娯楽品	2	15	140	31	保健衛生品	0	0	0	51	食料品	0	0	0	17	光熱水品	0	0	0	2	その他	0	0	0	13	計	9	45	293	238	6,324	6,314	府民文化部	消費生活センター
品目	相談苦情テスト			技術相談件数																																																						
	相談件数	商品点数	テスト数																																																							
被服品	4	25	116	40																																																						
クリーニング	3	5	37	22																																																						
住居品	0	0	0	62																																																						
教養娯楽品	2	15	140	31																																																						
保健衛生品	0	0	0	51																																																						
食料品	0	0	0	17																																																						
光熱水品	0	0	0	2																																																						
その他	0	0	0	13																																																						
計	9	45	293	238																																																						
中核的センター機能充実強化研修（再掲）	府域の中核的センターとして、「指定消費生活相談員導入」に伴い中核的センター機能の強化を図り、府消費生活相談窓口の専門性を強化するとともに支援技術等の向上を図ることにより、府全体としての問題解決能力向上を図る。 ＜令和2年度実績＞ ・実施回数 8回 ・参加人数 90名	1,301	1,301	府民文化部	消費生活センター																																																					

4. 体系別事業一覧

基本目標4 消費生活相談体制の充実

1. 府の消費生活相談体制の充実・強化

(1) 高度で専門的な相談への対応力強化(相談員の育成・資質向上)

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
国民生活センター研修の受講	国民生活センターが実施する担当職員等の研修会を受講する。 <令和2年度実績> 1. 研修会への出席 (1) 消費生活相談員研修（大阪府共催研修含む）	...	...	府民文化部	消費生活センター

4. 体系別事業一覧

基本目標4 消費生活相談体制の充実

1. 府の消費生活相談体制の充実・強化

(2) 府消費生活センターほか各種相談窓口の連携による相談体制の充実強化

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
府民相談	＜令和2年度実績＞ ・広聴（府政相談）の実施：6件 （府政に関する要望・意見・苦情等の受付や各専門相談窓口の案内の実施）（府民お問合せセンターにて実施） 〔根拠法令等：広報広聴等事務推進要綱等〕 外国人相談の実施（大阪府外国人情報コーナー）：2,368件 ・医療相談の実施：697件（令和2年度合計） （保健医療室保健医療企画課所管） ・ギャンブル等依存症相談の実施	...	...	府民文化 部	府政情報 室広報 広聴課
		20,000	19,000	府民文化 部	都市魅力 創造局 国際課
		602	491	健康医 療部	療室保 健医療 企画課
		...	...	健康医 療部	保健医 療室地 域保健 課ここ の健康 総合セ ンター
多重債務者対策の推進	H19年に国が策定した「多重債務問題改善プログラム」に基づき、本府においても、広域自治体として市町村の相談窓口強化に向けて市町村支援や関係機関との連携強化を図り、市町村等協議会参画団体及び関係機関とともに、多重債務者対策を推進する。	158	158	商工労働 部	中小企業 支援室 金融課
大阪府住宅リフォームマイスター制度（再掲）	府民が安心してリフォームが行えるよう、大阪府が指定した非営利団体「マイスター登録団体」が一定の基準を満たす「マイスター事業者」を府民の依頼に応じて案内・紹介する。 ＜令和3年4月1日現在＞ マイスター団体数 16団体 マイスター事業者数 130事業者 ＜ホームページ＞ http://www.pref.osaka.jp/jumachi/meister/index.html	0	0	住宅ま ちづくり 部	居住企 画課
住宅相談の実施	府民に対する住宅行政サービスの向上を図るため、住宅相談室において、住宅・宅地問題に関する各種の相談に応じる。 （令和2年度実績） ・相談件数 2,301件 （相談内容） ・府営住宅や特定公共賃貸住宅の募集案内 ・宅地・建物売買、建築時における契約上の相談 ・借地・借家関係の相談 ・住宅の建設、宅地造成等に関する相談 ・マンション関係の相談 ・地震等により被災した住宅の復旧等に関する相談 ・その他住宅関係一般の相談	7,363	8,641	住宅ま ちづくり 部	居住企 画課
分譲マンション管理・建替えサポートシステム	府や住宅供給公社をはじめとする公的な団体が共同して、アドバイザーの派遣などを行い、管理組合による取り組みを支援する。 ＜利用条件＞ 利用者：府内に所在する分譲マンション管理組合（管理者等） 利用条件：相談アドバイザーの派遣については、 1回あたり2時間程度で、一管理組合に対し、 2回まで無料。 窓口：各市 （町村、大阪市、松原市、藤井寺市又は柏原市に立地する場合は大阪府）	...	...	住宅ま ちづくり 部	居住企 画課

4. 体系別事業一覧

基本目標4 消費生活相談体制の充実

1. 府の消費生活相談体制の充実・強化

(2) 府消費生活センターほか各種相談窓口の連携による相談体制の充実強化

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
大阪の住まい活性化フォーラムにおける住まいの相談の実施	公民連携による「大阪の住まい活性化フォーラム」の事業として、空き家相談窓口を整備し、空家の適正管理等も含めた既存住宅・リフォームに係る相談に応じる。また、平成29年3月に、災害時における「住まいのケア・専門家チーム」を立ち上げ、災害時に被災した府民の住まいの相談に、専門的な見地から現地で対応することとしている。	0	0	住宅まちづくり部	居住企画課
建設工事請負契約等に関する相談	個人住宅などの建設工事請負契約等に関する相談に応じる。 また、建設工事の請負契約に関する紛争処理のために設置されている「大阪府建設工事紛争審査会」に係る制度の概要説明や申請等の手続きについて相談に応じる。 [根拠法令等：建設業法]	...	...	住宅まちづくり部	建築振興課
悪質商法110番の設置	悪質商法110番において、悪質商法、高金利融資、その他悪質業者に関する相談や情報を受け付けている。 06-6941-4592 [くるしい時のしんこくに] ・令和2年度実績 239件 (令和元年度実績319件)	...	...	警察本部生活安全部	生活経済課

4. 体系別事業一覧

基本目標4 消費生活相談体制の充実

1. 府の消費生活相談体制の充実・強化

(3) 府における消費生活関連相談窓口の周知強化(広報強化)

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
ウェブサイトの運用（再掲）	消費生活等に関するウェブサイト「消費生活事典」の積極的な運用を行い、消費者教育・情報提供の促進を図る。 《URL: http://www.pref.osaka.jp/shouhi/ 》 ＜令和2年度実績＞ ・アクセス件数 49,863件	...	...	府民文化局	消費生活センター
消費生活情報の提供（再掲）	消費者が自主的、合理的に商品や役務を選択し、安全・安心な消費生活を営むうえで役立つ各種情報を随時提供するため、報道機関、市町村、各種団体等各方面へ情報提供を行うほか、消費者向けの総合情報として大阪府と共同で「くらしすと」を配信する。 ＜令和2年度実績＞ (1)消費生活情報「くらしすと」（府市共同作成） 年4回配信	...	...	府民文化局	消費生活センター
	(2)メールマガジンの発行 毎月1回及び随時配信 アドレス登録数 1,041件（R3.3.31現在）	...	...		
	(3)消費者啓発資料の作成 ①「あまーい誘いにご用心！」 90,000部（R2年度版） ②「どうする？君なら」 90,000部（R2年度版） ③「府内消費生活相談窓口」 5,000部 ④「撃退！悪質商法」 3,000部 ⑤「くらしすと」（点字啓発資料） 200部×4回 ⑥「消費生活センターからのお知らせ」（府政だより抜き刷り） 50,000部	...	...		
	(4)府政だより（10月号に特集記事掲載） 発行部数：約246万部	10,000	10,000		
	(5)その他の情報提供 ・報道機関、市町村、各種団体からの照会や取材に対応 〔根拠法令等：大阪府消費者保護条例、大阪府消費生活センター設置条例〕	...	...		

4. 体系別事業一覧

基本目標4 消費生活相談体制の充実

2. 市町村相談体制への支援

(1) 市町村消費生活相談員等の育成・資質向上等

事業名	概要	予算：千円		所管課																	
		R2最終	R3当初	部	室課名																
市町村相談員総括者研修（再掲）	市町村消費生活相談窓口における問題解決能力の向上を目指し、困難事案の対応において府センターとのパイプ役になる市町村の総括的立場にある相談員を対象に、専門的で高度な内容の研修を行うことにより、円滑かつ効果的に相談における府の支援の効果をあげ、より複雑化・多様化する相談事案の解決を図る。 ＜令和2年度実績＞ ・実施回数 19回 ・参加人数 190名	5,320	5,320	府民文化部	消費生活センター																
市町村消費者行政職員等研修会の実施（再掲）	市町村職員等を対象に、消費者行政（消費者教育）の推進にあたって必要な知識を習得するための研修を実施する。 ＜令和2年度実績＞ <table><tr><th>実施日</th><th>内容</th><th>講師</th><th>受講者数</th></tr><tr><td>R2.6.19</td><td>「地方消費者行政の充実・強化に向けて」</td><td>消費者庁 地方協力課 課長補佐 成澤 優拓氏 消費者庁 消費者行政新未来創造オフィス 元木 里清氏</td><td>40</td></tr><tr><td>R2.10.21</td><td>「高齢者の見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会を含む)の重要性について」</td><td>消費者庁地方協力課 政策企画専門官 待鳥三津子氏</td><td>38</td></tr><tr><td>R3.2.25</td><td>簡易裁判所における民事手続の説明及び施設見学</td><td>大阪簡易裁判所 民事部係裁判官 藤田 氏 大阪簡易裁判所 少額訴訟係裁判官 谷野 氏 大阪簡易裁判所 調停委員 荒牧 氏 大阪簡易裁判所 主任書記官 安田 氏 大阪簡易裁判所 主任書記官 池田 氏</td><td>12</td></tr></table>	実施日	内容	講師	受講者数	R2.6.19	「地方消費者行政の充実・強化に向けて」	消費者庁 地方協力課 課長補佐 成澤 優拓氏 消費者庁 消費者行政新未来創造オフィス 元木 里清氏	40	R2.10.21	「高齢者の見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会を含む)の重要性について」	消費者庁地方協力課 政策企画専門官 待鳥三津子氏	38	R3.2.25	簡易裁判所における民事手続の説明及び施設見学	大阪簡易裁判所 民事部係裁判官 藤田 氏 大阪簡易裁判所 少額訴訟係裁判官 谷野 氏 大阪簡易裁判所 調停委員 荒牧 氏 大阪簡易裁判所 主任書記官 安田 氏 大阪簡易裁判所 主任書記官 池田 氏	12	185	185	府民文化部	消費生活センター
実施日	内容	講師	受講者数																		
R2.6.19	「地方消費者行政の充実・強化に向けて」	消費者庁 地方協力課 課長補佐 成澤 優拓氏 消費者庁 消費者行政新未来創造オフィス 元木 里清氏	40																		
R2.10.21	「高齢者の見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会を含む)の重要性について」	消費者庁地方協力課 政策企画専門官 待鳥三津子氏	38																		
R3.2.25	簡易裁判所における民事手続の説明及び施設見学	大阪簡易裁判所 民事部係裁判官 藤田 氏 大阪簡易裁判所 少額訴訟係裁判官 谷野 氏 大阪簡易裁判所 調停委員 荒牧 氏 大阪簡易裁判所 主任書記官 安田 氏 大阪簡易裁判所 主任書記官 池田 氏	12																		
共同事例研究会の実施	大阪弁護士会消費者保護委員会と府内消費生活センター及び市町村消費生活相談窓口の相談担当者が、相談事例について情報を交換しながら法的な検討を行う。 ＜令和2年度実績＞ ・開催回数 3回	...	...	府民文化部	消費生活センター																

4. 体系別事業一覧

基本目標4 消費生活相談体制の充実

2. 市町村相談体制への支援

(2) 市町村における消費生活相談業務の支援

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
巡回相談・経 由相談の実施	市町村からの要請に基づき、相談処理の仕方、PIO-NET入力等について助言・指導を行う巡回相談を行うとともに、市町村からの経由相談を実施し、必要に応じ出張相談を行う。 ＜令和2年度実績＞ ・巡回相談 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため未実施 ・経由相談 109件	...	...	府民文化 部	消費生 活セン ター
市町村相談体 制整備支援	市町村の消費生活相談体制整備に向けた支援 (1) 消費生活相談窓口職員専用ウェブサイト」の運営 [府内全市町村設置運用] 府センター及び市町村の相談窓口職員が、消費者被害に迅速・的確に対応できるよう、被害の拡大が予想される新卒の悪質な手口やその対処法、事業者情報等業務に役立つ情報を即時に共有できる「消費生活相談窓口職員専用ウェブサイト」(H17年度導入)を管理運営している。	3,272	3,272	府民文化 部	消費生 活セン ター
	(2)消費生活オンラインネットワークシステムの運用 (PIO-NET:パティネットPractical living Information Online Network System) 消費生活情報の有効な活用を図るため、昭和59年度に設置した全国消費生活情報ネットワークシステムの運用を行っている。 [令和2年度末現在39市町で導入]	...	...		
	(3)ウェブ相談等端末機(タブレット端末機)の運用(新規) 新型コロナウイルス感染症の拡大時に加え、自然災害などの突発的な危機事象発生時に備え、ウェブ会議システムの活用を可能とするため、ウェブ相談等端末機を運用し、市町村に貸与する。 [令和3年8月末現在37市町へ貸与]	3,579	3,579		
法律相談の実 施	消費生活に関する相談のうち高度な法的処理を必要とするものについて、平成5年度から消費生活に関する法律相談を実施し専門家の助言を受けるため、毎月当センターにおいて、当センター及び市町村相談窓口職員等を対象に、弁護士による法律相談を行う。 ＜令和2年度実績＞ ・開催回数10回	396	396	府民文化 部	消費生 活セン ター
大阪府消費者 行政強化・推 進事業補助金	＜令和2年度実績＞ 府内市町村の消費者行政の強化及び推進のため、国の地方消費者行政強化交付金を活用し、市町村に対し補助金を交付した。 センター化市町数：33市1町 ＜令和2年度補助実績＞ 40市町村…96,038千円	114,322	102,975	府民文化 部	消費生 活セン ター
商品テスト事 例研究会の実 施	大阪府内における、苦情相談に寄せられた商品の原因究明のためのテスト事例の情報交換を行うことにより、テスト部門の向上及び府内市町村の相談支援を図る。 ＜令和2年度実績＞ ・開催回数 2回	206	206	府民文化 部	消費生 活セン ター
即戦力となる 消費生活相談 員の育成・コ ーディネー ト事業 (再掲)	府域における消費生活相談員の安定的な確保が出来る体制を整備するため、即戦力となる相談員の育成及び育成した相談員と相談員を募集する市町村とのコーディネートを行う事業を実施する。 ＜令和3年4月～8月実績＞ ○育成研修実施中 受講者9名	—	1,998	府民文化 部	消費生 活セン ター

4. 体系別事業一覧

基本目標4 消費生活相談体制の充実

3. 消費者問題の早期解決支援

(1) あっせん、調停の活用

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
大阪府消費生活苦情審査委員会の運営	消費者保護条例の規定によるあっせん・調停及び訴訟資金の貸付、その他の調査審議を行うため、大阪府消費者保護審議会に設置している消費生活苦情審査委員会の適切な運営を図る。 〔根拠法令等：大阪府消費者保護条例、大阪府消費者保護審議会規則〕	261	220	府民文化部	消費生活センター

4. 体系別事業一覧
 基本目標4 消費生活相談体制の充実
 3. 消費者問題の早期解決支援
 (2) 訴訟への支援

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
訴訟の援助	消費者が商品及び役務等によって受けた被害に関して、事業者を相手方として訴訟を提起する場合に、一定の要件のもとに訴訟資金の貸付を行う。 〔根拠法令等：大阪府消費者保護条例〕	100	100	府民文化部	消費生活センター

4. 体系別事業一覧

基本目標4 消費生活相談体制の充実

3. 消費者問題の早期解決支援

(3) 高齢者、障がい者等の被害解決への支援

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
高齢者等の見守り者対象の講座の実施（再掲）	高齢者等をサポートする見守り・支援者向けに出前講座等を実施する。 ＜令和2年度実績＞ ・実施回数 2回 ・受講者数 62人	2,245	2,245	府民文化部	消費生活センター
消費のサポーター養成・更新講座（再掲）	高齢者の消費者被害の未然防止、拡大防止に関する最新の情報提供等を行う「消費のサポーター」養成講座を実施する。また、すでに消費のサポーターとして登録しているボランティアに対し、専門的な知識の維持と更新を図る更新講座を実施する。 ＜令和2年度実績＞令和3年4月1日現在登録者数160名 ・消費のサポーター養成講座（新規） 実施回数1回 受講者数 24人 ・消費のサポーター更新講座（更新） 実施回数3回 受講者数 136人	5,180	5,180	府民文化部	消費生活センター
高齢者向け「消費者問題ミニ講座」への講師派遣（再掲）	地域での高齢者の集まりに、悪質商法とその対策、被害に遭わないための注意点などの情報提供を行うボランティアである消費のサポーターの養成し、派遣を支援することにより、高齢者の消費者被害の未然防止を図る。 ＜令和2年度実績＞令和3年4月1日現在登録者数160名 ・ミニ講座実施回数 15回 ・ミニ講座受講者数 307人				
消費生活情報の提供（再掲）	消費者が自主的、合理的に商品や役務を選択し、安全・安心な消費生活を営むうえで役立つ各種情報を随時提供するため、報道機関、市町村、各種団体等各方面へ情報提供を行うほか、消費者向けの総合情報として大阪市と共同で「くらしすと」を配信する。 ＜令和2年度実績＞ (1)消費生活情報「くらしすと」（府市共同作成） 年4回配信 (2)メールマガジンの発行 毎月1回及び随時配信 アドレス登録数 1,041件（R3.3.31現在） (3)消費者啓発資料の作成 ①「あまーい誘いにご用心！」 90,000部（R2年度版） ②「どうする？君なら」 90,000部（R2年度版） ③「府内消費生活相談窓口」 5,000部 ④「撃退！悪質商法」 3,000部 ⑤「くらしすと」（点字啓発資料） 200部×4回 ⑥「消費生活センターからのお知らせ」（府政だより抜き刷り） 50,000部 (4)府政だより（10月号に特集記事掲載） 発行部数：約246万部 (5)その他の情報提供 ・報道機関、市町村、各種団体からの照会や取材に対応 〔根拠法令等：大阪府消費者保護条例、大阪府消費生活センター設置条例〕	10,000	10,000	府民文化部	消費生活センター

4. 体系別事業一覧

基本目標4 消費生活相談体制の充実

3. 消費者問題の早期解決支援

(3) 高齢者、障がい者等の被害解決への支援

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
特殊詐欺等被害防止に向けた広報啓発活動（再掲）	府政だよりでの広報 10月号に高齢者特集号掲載	10,000	10,000	府民文化部	消費生活センター
	特殊詐欺被害を防ぐためには、高齢者の防犯意識の向上及び地域一体となった被害防止の機運の醸成が急務であり、本事業においては、高齢者を対象とした防犯教室、キャンペーン等において配付する啓発用物品を作成し、啓発効果を高めるとともに、自治体、事業者、地域住民に対する広報活動や個別防犯活動において配付するチラシを作成して高齢者のみならず地域全体の防犯意識の向上を図り、さらには、警察署、金融機関、事業所等に掲示するポスターを作成して、これらの施策では行き届かない人々に対する補完的な広報を行う。 本事業においては、大阪府消費生活センターと連携することで、より幅広く効果的な広報啓発活動を行う。	999	999	警察本部生活安全部	府民安全対策課
地域権利擁護総合推進事業（再掲）	認知症・知的障がい・精神障がい等により、判断能力が十分でない方の権利と財産を守るために、地域で相談を受けている関係機関等を対象として、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会を通じて、相談支援事業を実施する。 (1) 権利擁護に係る相談支援事業 (内容)・電話相談：月曜日～金曜日 午前10時～午後4時 ・専門相談：弁護士・社会福祉士による面接相談 毎週木曜日（予約制）午後1時～午後2時30分～ など	30,574	35,104	福祉部	地域福祉推進室地域福祉課
日常生活自立支援事業（再掲）	認知症・知的障がい・精神障がい者等の判断能力が不十分な方の権利擁護を図るため、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う社会福祉法人大阪府社会福祉協議会に対して補助を行う。 (内容)・福祉サービスの利用援助 ・日常的な金銭管理サービス など 〔根拠法令等：日常生活自立支援事業費補助金交付要綱〕	301,569	314,182	福祉部	地域福祉推進室地域福祉課
福祉サービスに関する苦情解決（再掲）	福祉サービスに関する苦情を解決するための相談、助言、事情調査又はあっせん等を行う社会福祉法人大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会の取組みを支援する。	11,470	11,470	福祉部	地域福祉推進室地域福祉課
障がい福祉サービスに関する相談・苦情解決のための体制づくり（再掲）	障害者総合支援法、児童福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法のもとで、利用者が安心してサービスを利用できるよう、これらの利用者等からの相談・苦情が円滑に解決される必要がある。 大阪府においても、指定した事業者のサービスの質を確保するため、指定事業者・施設に対し、集団指導や実地指導等の指導監督を行う。また、喀痰吸引に係る研修機関・事業者の登録及び指導監督を行う。 〔根拠法令等：障害者総合支援法、児童福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法〕	3,495	7,134	福祉部	障がい福祉室生活基盤推進課

4. 体系別事業一覧

基本目標4 消費生活相談体制の充実

3. 消費者問題の早期解決支援

(3) 高齢者、障がい者等の被害解決への支援

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
介護保険制度における相談・苦情解決体制の推進（再掲）	(1) 介護保険苦情処理体制の整備運営 大阪府国民健康保険団体連合会が迅速かつ適切に苦情に対応し、公平・中立な立場から苦情処理を行えるようにするため、同連合会が行う苦情処理体制の整備及びその運営に要する経費に対し補助を行う。	9,228	7,886	福祉部	高齢介護室介護支援課・介護事業者課
	(2) 介護保険制度における指定介護保険施設や指定居宅サービス事業者等に対する指導・監査 介護保険制度により提供される施設サービスや居宅サービスの質を確保するため、毎年度集団指導の開催や施設・事業所の実地指導を行っている。実地指導では、法令遵守並びに利用者の立場に立った適正なサービスの提供について指導を行い、不正事案等が確認されれば監査を実施するなど、厳正な指導監督を行う。	4,231	5,178		
圧着はがきの郵送による広報啓発活動費（特殊詐欺対策）	警察が捜査の過程で入手した名簿を活用して、名簿登載者に対し、圧着はがきを送付して注意喚起を実施し、特殊詐欺被害の未然防止を図る（郵送件数 25,000件）。	1,927	1,927	警察本部生活安全部	府民安全対策課
「おおさか特殊詐欺被害防止コールセンター」の開設	特殊詐欺被害未然防止対策として、入手名簿及びN T T電話帳の掲載者に架電して特殊詐欺の犯行手口の情報提供と被害防止の注意喚起を行う（架電件数 64,000件以上）	14,850	14,982	警察本部生活安全部	府民安全対策課

4. 体系別事業一覧

基本目標4 消費生活相談体制の充実

3. 消費者問題の早期解決支援

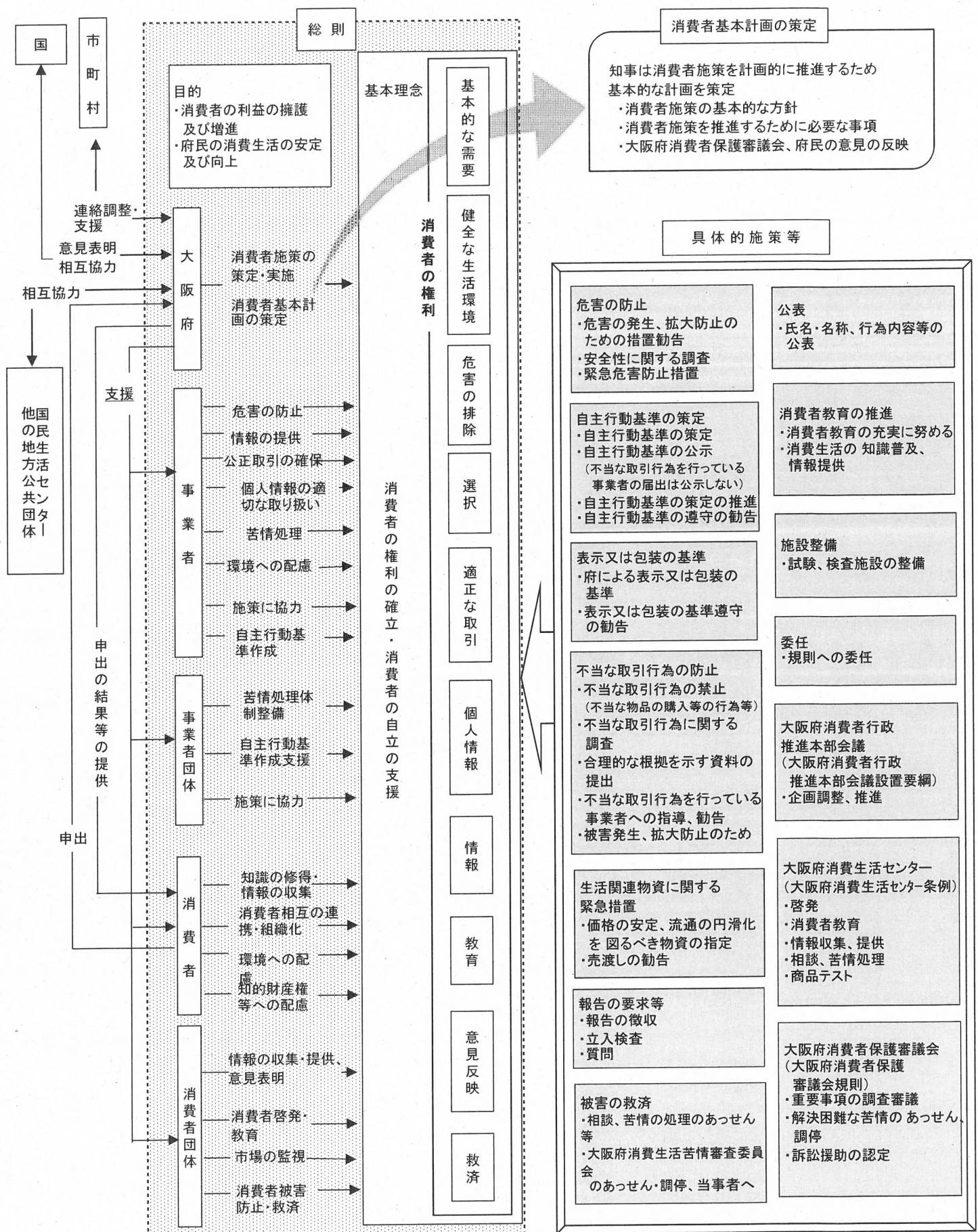
(4) 警察による防犯活動・犯罪の取締りの推進

事業名	概要	予算：千円		所管課	
		R2最終	R3当初	部	室課名
悪質商法110番の設置 (再掲)	悪質商法110番において、悪質商法、高金利融資、その他悪質業者に関する相談や情報を受け付けている。 06-6941-4592 [くるしい時のしんこくに] ・令和2年度実績 239件 (令和元年度実績319件)	...	...	警察本部生活安全部	生活経済課
警察による防犯活動・犯罪の取締りの推進	生活経済関連事犯の取締りに努めている。 (利殖勧誘事犯・闇金融事犯・悪質な特定商取引事犯・その他経済関係法令違反)	...	...	警察本部生活安全部	生活経済課
	生活環境関連事犯の取締りに努めている。 (環境事犯・保健衛生事犯)	...	...	警察本部生活安全部	生活環境課

参考資料

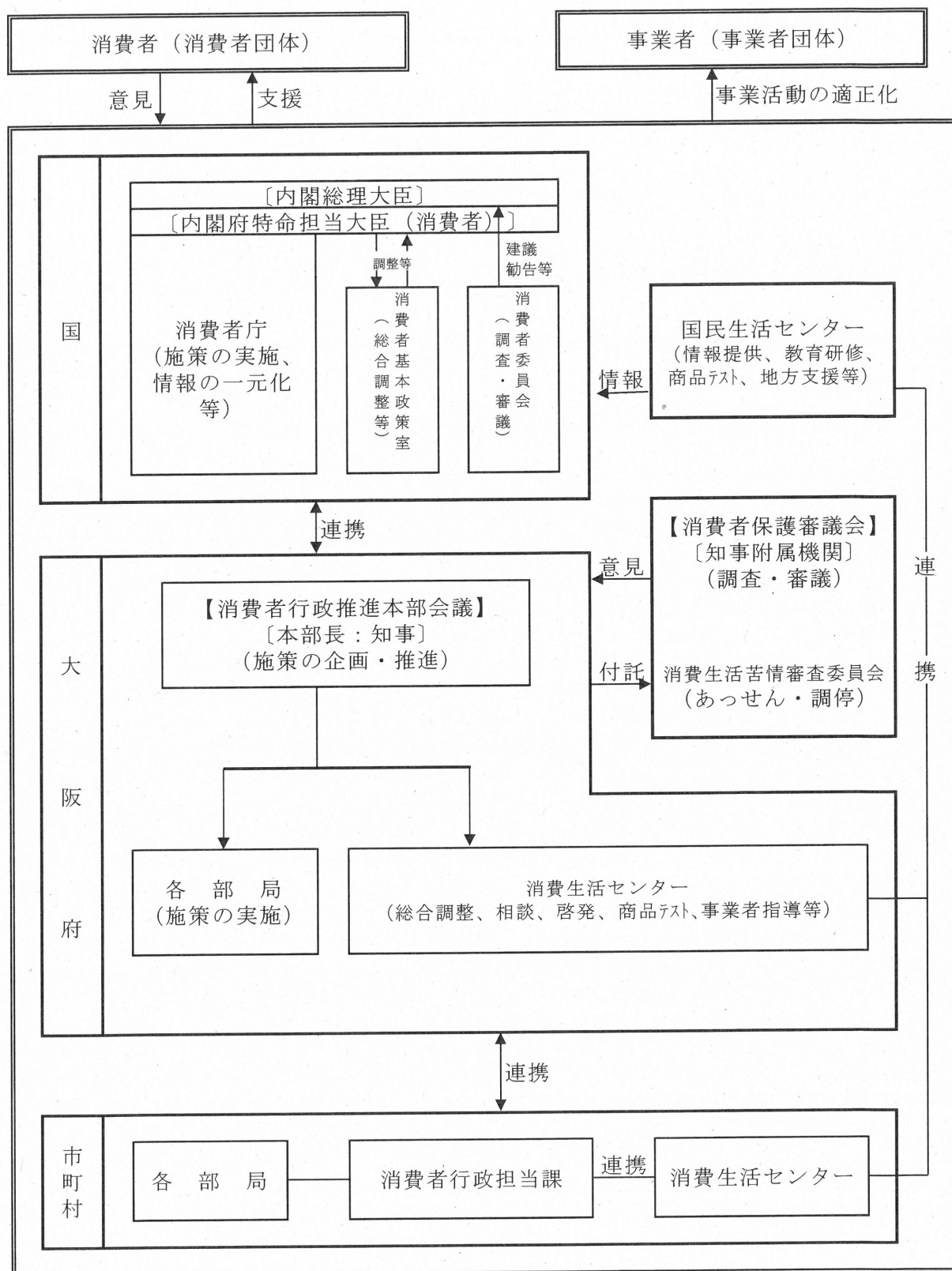
参考資料

1. 大阪府消費者保護条例の体系



参考資料

2. 消費者行政主要組織図



参考資料

3. 消費者施策に関する法令等について

項 目	法律の名称	法 律 の 概 要	所管官庁	府の担当課	府 の 事 務 の 概 要	自治事務、 法定受託 事務の別
安全な消費生活の確保						
相談苦情処理 体制の強化	消費者安全法	基本方針、消費生活相談、消費者事故等の情報集約、 消費者被害の発生・拡大の防止	消費者庁	消費生活 センター	消費生活相談、消費生活センター設置、消 費者事故情報の通知、立入検査等	自治事務 (一部法 定受託事 務)
	貸金業法	貸金業の登録、契約証書等の書面の交付、取立行為 の規制等	金 融 庁	金 融 課	貸金業の登録、貸金業者の指導監督等	第1号法 定受託事 務
品目の適正に 応じた危害の 防止	消費生活用製品安全法	一般生活用品の製造、販売の規制(PSCマーク制度)、 安全向上の自主的促進措置(SGマーク制度)等	経済産業省 消 費 者 庁	消費生活 センター	販売事業者に対する報告徴収、立入検査等 (H19.4.1～町村へ移譲・市は法定移譲)	自治事務
	ガス事業法・液化石油ガス の保安の確保及び取引の 適正化に関する法律	ガス用品の指定機関による検定、形式承認、表示の 規制、有資格者による工事又は監督の義務付け等	経済産業省	消防保安課	販売事業者に対する報告徴収、立入検査等	自治事務
	電気用品安全法	電気用品の指定機関による検定、形式承認等	経済産業省 消 費 者 庁	消防保安課	販売事業者に対する報告徴収、立入検査等	自治事務
	火薬類取締法	火薬類(玩具花火)の取扱い、販売業者での保管や 陳列の規制等	経済産業省	消防保安課	火薬類の譲受・消費に関する許認可	自治事務
	医薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の 確保等に関する法律(医 薬品医療機器等法)	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医 療等製品の品質、有効性及び安全性の確保に必要な 規制等	厚生労働省	薬務課	薬局等医薬品販売業、医療機器販売業・貸 与業及び再生医療等製品販売業に関する審 査、許認可及び監視指導 医薬品・医療機器等の製造販売業・製造業 に関する審査・進達、許認可及び監視指導	自治事務 第1号法 定受託事 務
	毒物及び劇物取締法	毒物及び劇物に関する保健衛生に必要な取締り	厚生労働省	薬務課	毒劇物の製造・輸入・販売業者及び業務上 取扱者等に関する審査・進達、許認可・登 録及び監視指導。知事権限に属するもの(製 剤の製造等)は自治事務。大臣権限に属す るもの(製造)は第1号法定受託事務。	自治事務 第1号法 定受託事 務
	食品衛生法	不衛生食品等の販売等の禁止、食品等の規格基準の 制定、営業施設の基準	厚生労働省	食の安全推 進課	食品関連事業者に対する許認可及び監視指 導 営業施設の基準の設定 営業施設への臨検検査、報告の徴収等	自治事務 第1号法 定受託事 務
	食品表示法	食品表示基準、不適正な表示に対する措置、差止請 求及び申出	消 費 者 庁	食の安全推 進課	食品関連事業者に対する指示・命令及び公 表。 食品関連事業者に対する回収命令・公表及 び報告徴収、立入検査等	自治事務 第1号法 定受託事 務
	食鳥処理の事業の規制及 び食鳥検査に関する法律	食鳥処理の事業について公衆衛生の見地から必要な 規制その他の措置を講じ、食鳥検査の制度を設け、 食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止する	厚生労働省	食の安全推 進課	処理業の許可、食鳥検査 処理場等への臨検等、処理業者等からの報 告徴収等	自治事務 第1号法 定受託事 務
	有害物質を含有する家庭 用品の規制に関する法律	住宅用洗剤アソール製品、繊維製品のうち下着 等のホルムアルデヒド等有害物質を含有する一般家 庭用品の規制	厚生労働省 消 費 者 庁	環境衛生課	製造・輸入・販売の事業を行う者に対する 立入検査、報告徴収等	第1号法 定受託事 務
試験検査等の 充実	食品衛生法	不衛生食品等の販売等の禁止、食品等の規格基準の 制定、営業施設の基準	厚生労働省	食の安全推 進課	食品等の収去・検査	第1号法 定受託事 務
	食品表示法	食品表示基準、不適正な表示に対する措置、差止請 求及び申出	消 費 者 庁	食の安全推 進課	食品の収去・検査	自治事務
	医薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の 確保等に関する法律(医 薬品医療機器等法)	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医 療等製品の品質、有効性及び安全性の確保に必要な 規制等	厚生労働省	薬務課	薬局等医薬品販売業、医療機器販売業・貸 与業及び再生医療等製品販売業の申請に係 る相談指導及び審査業務、収去試験、調査 研究、研修並びに依頼試験等 医薬品・医療機器等の製造販売業・製造業 の薬事申請に係る相談指導及び審査業務、 収去試験、調査研究、研修並びに依頼試験 等	自治事務 第1号法 定受託事 務
	水道法	各種水道の規制、水質の検査、受水槽の管理等につ いて規定	厚生労働省	環境衛生課	水道事業者に対する指示、報告徴収、立入 検査等	自治事務
	有害物質を含有する家庭 用品の規制に関する法律	住宅用洗剤アソール製品、繊維製品のうち下着 等のホルムアルデヒド等有害物質を含有する一般家 庭用品の規制	厚生労働省 消 費 者 庁	環境衛生課	製造・輸入・販売の事業を行う者に対する 立入検査、報告徴収等(検査は(地独)大阪 健康安全基盤研究所で実施)	第1号法 定受託事 務

参考資料

3. 消費者施策に関する法令等について

項 目	法律の名称	法 律 の 概 要	所管官庁	府の担当課	府 の 事 務 の 概 要	自治事務、 法定受託 事務の別
適正な消費者取引の確保						
商品・サービスの表示・契約等の適正化	特定商取引に関する法律	事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とし、消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、不適切な勧誘の禁止、法定書面の交付、不実を告げることの禁止など、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルール等を規定（取引類型） 訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引、訪問購入	消費者庁 経済産業省	消費生活センター	訪問販売業者等に対する指示、業務停止命令等	自治事務
	割賦販売法	割賦販売につき、手数料率等販売条件の表示、書面の交付、クーリングオフ等の規制等	経済産業省 消費者庁	消費生活センター	前払式割賦販売業者及び前払式特定取引業者に対する報告徴収、立入検査	自治事務
	家庭用品品質表示法	繊維製品、雑貨工業品等の家庭用品につき、製品の品質が識別できるような表示の標準化等	消費者庁 経済産業省	消費生活センター	販売事業者に対する指示、報告徴収、立入検査等（H19.4.1～町村へ移譲・市は法定移譲）	自治事務
商品・サービスの表示・契約等の適正化 公正自由な競争条件の確保	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律	会員募集の際の届出、契約締結の際の書面による情報の開示、クーリングオフ等	経済産業省	消費生活センター	会員制事業者等に対する指示、業務停止命令等	自治事務
	旅行業法	旅行業者等及び旅行サービス手配業者の登録、有効期間の更新登録、営業保証金の供託、旅行業約款の導入、取引条件の説明、適正な広告表示、営業保証金の還付、報告徴収及び立入検査	観光庁 消費者庁	企画・観光課	旅行業者及び旅行業者代理業者、旅行サービス手配業者の登録等	自治事務
	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	新築住宅について、請負人や売主に課される資力確保措置等	国土交通省	都市居住課 建築振興課	法律に関する普及、啓発、質問・相談への対応等（情報提供等） 大阪府知事許可・免許事業者が行う届出の受理等	自治事務
	計量法	正確な計量器の供給、正確な計量器使用、正確な計量、商品量目の規制等	経済産業省	計量検定所	事業者に対する登録・届出・指定・計量器に対する検定・検査、計量関係事業者等立入検査及び計量思想の普及啓発	自治事務
	農林物資の規格化等に関する法律（JAS法）	飲食物品以外の農林物資の規格の策定及び品質表示の適正化	農林水産省 消費者庁	流通対策室	飲食物品以外の農林物資の規格の策定及び品質表示の適正化	自治事務
	食品表示法	食品表示基準、不適正な表示に対する措置、差止請求及び申出	消費者庁	食の安全推進課	食品関連事業者に対する指示・命令及び公表。 食品関連事業者に対する回収命令・公表及び報告徴収、立入検査等	自治事務 第1号法定受託事務
	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）	米穀等の取引の際の情報の記録及び産地情報の伝達業務等を規定（米トレーサビリティ法）	農林水産省 消費者庁	流通対策室	米穀等の産地伝達や表示の適正化を推進するための米穀事業者に対する啓発や指導	自治事務
	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	自動車運転代行業者の認定、自動車運転代行業者の遵守事項の規定、監督等	国土交通省	交通戦略室	自動車運転代行業に対する報告徴収、立入検査等	自治事務
	不当景品類及び不当表示防止法	一般消費者に誤認される商品又は役務についての不当な表示の規制等	消費者庁	消費生活センター	事業者に対する指示（H26.12.1から措置命令）、報告徴収、立入検査等（指示は平成23.4.1～、措置命令はH27.1.1～大阪市へ移譲）	自治事務

参考資料

3. 消費者施策に関する法令等について

項 目	法律の名称	法 律 の 概 要	所管官庁	府の担当課	府 の 事 務 の 概 要	自治事務、 法定受託 事務の別
消費者教育・情報提供の強化						
消費者教育の 総合的・一体的 な推進	消費者教育の推進に關 する法律	消費者教育の総合的かつ一体的な推進	消 費 者 庁	消費生活セ ンター	消費者教育の推進	自治事務
消費者啓発・教 育の充実	健康増進法	食生活の改善や栄養に関する正しい知識の普及	厚生労働省	健康づくり 課	・特定給食施設に対する指導 ・特別用途食品申請に関する指導、食品の 虚偽誇大表示等に関する相談・指導	自治事務
	食品衛生法	不衛生食品等の販売等の禁止、食品等の規格基準 の制定、営業施設の基準、食品衛生に関する正しい知識の普及等	厚生労働省 消 費 者 庁	食の安全推 進課	消費者及び食品関係事業者に対する食中 毒予防等食品衛生に関する正しい知識の普 及	自治事務
消費生活に関 する情報提供 の充実	建築基準法	安全で安心なまちづくりの実現を図るための建築 物等の安全、防火、衛生上の基準	国土交通省	建築指導室	建築確認、中間完了検査、許可、認定や違 反建築対策等、建築物についての台帳の管 理と閲覧	自治事務
	高齢者の居住の安定確 保に関する法律	高齢者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の 登録制度を設けるとともに、良好な居住環境を備 えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進するた めの措置を講じることなどにより、高齢者の居住 の安定の確保を図る。	国土交通省 厚生労働省	都市居住課	高齢者世帯の入居を拒まない賃貸住宅を登 録し、登録簿を一般の閲覧に供するなどによ り、高齢者に情報を提供	自治事務
望ましい消費 生活の提案	容器包装に係る分別収 集及び再商品化の促進 に関する法律（容器包 装リサイクル法）	容器包装廃棄物の消費者の分別排出、市町村の分 別収集、事業者の再商品化の責務	環 境 省 経済産業省	循環型社会 推進室	法令の周知、分別収集促進計画の策定	自治事務
	特定家庭用機器再商品 化法（家電リサイクル法）	家電廃棄物の減量と再商品化等を図るための製造 業者、小売業者の義務	環 境 省 経済産業省	循環型社会 推進室	法令の周知	自治事務
	使用済小型電子機器等 の再資源化の促進に関 する法律（小型家電リカ イル法）	使用済小型電子機器の再資源化を促進するための 廃棄物処理法の特例	環 境 省 経済産業省	循環型社会 推進室	法令の周知	自治事務
	食品循環資源の再生利 用等の促進に関する法 律（食品リサイクル法）	食品関連事業者が食品廃棄物について、発生抑制、 再生利用、減量等を行う責務	農林水産省	流通対策室	法令の周知	自治事務
	食品ロスの削減の推進 に関する法律	多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの 削減を推進	消費者庁	流通対策室	・食品ロス削減の推進 ・食品ロス削減推進計画の策定	自治事務
消費者活動の支援						
生活協同組合 の活動支援	消費生活協同組合法	消費生活協同組合の許認可、運営に関する監督指 導等	厚生労働省	男女参画・ 府民協働課	消費生活協同組合の設立、解散等の許認可 及び運営に関する監督指導	自治事務
物価安定対策等						
生活関連物資 の価格・需給動 向の調査・監視 等	生活関連物資等の買占め 及び売惜しみに対する緊 急措置に関する法律	生活関連物資の異常高騰の抑制、物資の価格・需 給の調査、販売業者に対する規制等	消 費 者 庁	消費生活 センター	生活関連物資等の売り渡しの指示 （H19.4.1～市町村へ移譲・政令市は法定移 譲）	第1号法定 受託事務
	国民生活安定緊急措置法		消 費 者 庁		生活関連物資等の標準価格等の表示の指示 及び標準価格以下での販売の指示 （H19.4.1～市町村へ移譲・政令市は法定移 譲）	第1号法定 受託事務
流 通 の 合 理 化・適正化	卸売市場法	卸売市場の適正な管理及び運営、市場関係者の業 務指導監督	農林水産省	流通対策室	地方卸売市場の開設についての認定等、市 場業務についての指導及び監督	自治事務



大阪府

大阪府消費生活センター 令和3年11月発行

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10

アジア太平洋トレードセンター I T M棟 3階/TEL:06-6612-7500